

第5章 史跡の本質的価値と構成要素

史跡の保存活用の基本となるのは、史跡池上曾根遺跡が有する学術・研究面等からみた重要性、つまり歴史遺産としての本質的価値を明確にすることであり、その認識を関係者間で共有しながら、計画等を策定し実施することが重要である。

以下、史跡池上曾根遺跡の本質的価値とその構成要素について整理する。

第1節 史跡池上曾根遺跡の本質的価値

指定理由によれば、池上曾根遺跡は、「近畿地方における稀に見る大規模なしかも長い歴史を有する集落跡であり、その構造なり展開も極めて重要な所見をもたらすものである。単に弥生時代の実態を伝えるだけでなく、古代史の動向なり展開をうかがう上で大きな意味を持つ遺跡」とされている。弥生時代の全時期を通じて人びとが暮らした集落であり、周囲に二重の環濠を巡らせた大規模集落であることが、大きな指定理由であり、「弥生時代を通じて営まれた、全国有数の大規模環濠集落」ということが、もっとも根本的な本質的価値といえる。

史跡指定から40年以上が経過し、その間に弥生時代に関する調査・研究が大きく進展するとともに、指定後に実施された発掘調査により、大型掘立柱建物及び大型割り抜き井戸が発見され、大型掘立柱建物の柱の伐採年が判明する等、多くの新知見が加わり、池上曾根遺跡の調査研究が格段に進んだ。史跡指定時の指定理由と史跡指定後に判明した新たな知見をふまえ、史跡の本質的価値を再整理する必要がある。そこで、以下の6つの観点から、史跡の本質的価値を深める。

弥生時代を通じて営まれた 全国有数の大規模環濠集落

- ①環濠が二重に巡る大規模な集落
- ②集落中心に位置する大型掘立柱建物と大型割り抜き井戸
- ③祭祀、生産、生活を意識した集落の空間構成
- ④活発な生産活動と流通拠点
- ⑤いまなお地下に眠る、多くの遺構、遺物
- ⑥弥生時代研究における画期的な成果

① 環濠が二重に巡る大規模な集落

環濠とは、集落の周囲を囲むように巡らせた大溝である。集落の防御施設との見方が強いものの、居住区域の明示や使用目的の異なる場所を区切る区画溝、洪水対策等といった役割があるとも考えられている。池上曾根遺跡で集落が成立した初期段階である前期後半には、すでに環濠が造られている。中期初頭には前期で造られた環濠を廃し、ひと回り大きな直径約300mの環濠を掘削する。最盛期を迎える中期後半には、環濠が囲む範囲がさらに広がるうえに、外側にもう1本の濠が掘削され、二重の環濠で南北450m以上、東西320m以上を囲む複合的な構造をもつ集落へと発展・変貌する。この環濠を巡らせた集落の姿は弥生時代中期における集落の一典型であり、その規模が当時の列島で最大級であることは特筆すべきである。環濠は後期までにその機能を失い、集落は、少数の家族単位のまとまりが点在する状態へと変容する。

池上曾根遺跡の展開を考えるうえで、環濠の消長は大きな手がかりを与えてくれる。

②集落中心に位置する大型掘立柱建物と大型割り抜き井戸

弥生時代中期後半、集落の中心には大型掘立柱建物と大型割り抜き井戸が南北に並んでいた。これらはそれぞれが全国的にみてもきわめて大規模な建造物であり、また掘立柱建物と井戸が明らかに関係性をもって配置されている事例は列島では類がなく、池上曽根遺跡の弥生集落としての希少性と特殊性を端的に示すものである。

大型掘立柱建物は、床面積が135 m²で、弥生時代中期における最大級の建物である。建物方位は棟方向が東西を指しており、方位を意識した配置計画の存在が想定される。大型割り抜き井戸は、直径2m以上のクスノキの大木を割り抜いて井戸枠としたもので、弥生時代でも最大級の井戸である。また覆屋が設けられた井戸のわが国最古例でもある。

以上のように特異点の多い大型掘立柱建物と大型割り抜き井戸は、日常生活に利用した施設とするより、祭祀等の際に特別な役割を担う施設であると解するべきである。池上曽根遺跡の中でも、大型掘立柱建物と大型割り抜き井戸が位置するこの場所こそが、集落の中心であり、さらには弥生時代における和泉地域の中心といえる。

大型掘立柱建物と大型割り抜き井戸は、池上曽根遺跡の性格や周辺地域の集団との関係を考察するうえでも、重要なものである。

③祭祀、生産、生活の場を意識した集落の空間構成

弥生時代中期後半に最盛期を迎えた池上曽根遺跡の大環濠集落では、空間を「祭祀」・「生産」・「日常生活」・「墓域」等の役割で区分していたことがわかっている。

集落中心部は、大型掘立柱建物と大型割り抜き井戸を中心とした祭祀空間で、この空間には単独で立つ大型の立柱やサヌカイト片を埋納した遺構等、祭祀にかかわると考えられる特殊な遺構が集中している。

祭祀空間の東側には方位を意識した区画溝で囲まれた空間がある。この空間は道具生産の場としての機能があり、青銅器の加工場や工房が広がっていた可能性がある。日常の生活空間である居住域は、内環濠の両側に沿って約2万m²の範囲にひろがり、多くの人びとが暮らしていたことが推定される。居住域南部の外環濠の外側沿いには、帯状に墓域が展開している。食料生産の場としては、居住域の北部の環濠外側に水田が広がっていたと推定される等、空間を意識的に利用していたことがわかる。特に墓域が環濠に沿って帯状に展開する例は他にはなく、特徴的である。

池上曽根遺跡は、集落全体を目的別に区画し空間を使い分けていたことがわかる非常に貴重な事例であり、弥生時代の集落研究に大きく寄与することは明らかである。

④活発な生産活動と流通拠点

池上曽根遺跡からは、土器、石器、木器、金属器等多種多様な遺物が豊富に出土しており、活発な生産活動・交流が行われていたことが明らかになっている。

土器は、河内地方、大和地方等の近隣地域からの流入がみられるほか、少量ではあるが東は愛知県、西は岡山県から運ばれた土器が確認されており、周辺地域だけでなく遠方との交流があったことがわかる。

石器は、土器以上に、他地域で産出する石材のものが多く含まれている。大阪府と奈良県にまたがる二上山で産出されるサヌカイトや、和歌山県紀ノ川流域の結晶片岩、奈良県耳成山の流紋岩のほか、新潟県糸魚川市で産出するヒスイ製の勾玉や北陸地方で産出されたメノウの原石等も出土している。また、石器の未成品や原石が見つかることから集落内で石器の生産や玉作りをおこなっていた可能性がある。特に石包丁は、池上曽根遺跡の生産活動を示す特徴的な遺物である。材料となる原石のほか、製品、未成品あわせて2,000点以上が出土している。原石から製品に加工したのちに、他集落に流通していたのではないかと考えられる。

木製品も出土量が豊富で未成品も見つかっている。また、金属器については、焼土遺構や鋳型、羽口といった遺物が出土したことから、それらの生産も行われていたことも確実である。

このような出土遺物や遺構が示す集落内での活発な生産活動と遠方との物流は、池上曽根遺跡がモノと人との交流の一大拠点であり、和泉地域と他地域を結ぶ重要な結節点であったことを物語っている。

⑤いまなお地下に眠る、多くの遺構、遺物

池上曽根遺跡において発掘調査が完了した範囲は史跡指定地全体の1/4にすぎず、史跡の3/4は未調査である。調査が完了した部分についても、弥生時代中期後半の遺構確認を目的とし、遺跡の保存を前提とした調査であったため、中期後半以前の遺構・遺物は未調査のまま地下に遺されている。

世間や学会を揺るがせた池上曽根遺跡の調査成果は、本史跡地のわずか1/4の範囲で実施された発掘調査によるものである。3/4を占める未調査地には、いまなお、既調査地同様あるいはそれ以上の遺構や遺物が埋蔵されている可能性が高い。

たとえば、2011～2012（平成23～24）年度に実施した環濠東側地区の調査において、わずか300㎡の調査区から、全国に類をみない周囲を溝で囲んだ石葺の方形土壇遺構を確認した。一部分のみの確認調査で、その性格は未解明ではあるが、この遺構の全容が明らかになれば、弥生時代の研究に新たな展開をもたらす可能性がある。池上曽根遺跡の地下には今なお多くの重要な遺構、遺物が眠っており、今後の調査等で新たな発見がなされる可能性を大いに秘めている。この点も、本史跡の重要な本質的価値である。

⑥弥生時代研究における画期的な成果

池上曽根遺跡の発掘調査成果に基づく研究成果は、これまで、弥生時代研究に3つの大きなインパクトを与えた。

1つ目は、国道26号の調査において弥生時代前期から後期に至る大規模な集落であることが明らかになったことである。研究者の想像を超える集落の規模とその盛衰が判明したこと、おびただしい量の遺物とそれがもたらした貴重な情報は、それまでの弥生時代の集落に対する観念を大きく変えてしまうほどの衝撃があった。この衝撃が池上曽根遺跡の史跡指定へとつながった。

2つ目は、集落の中心から大型掘立柱建物と大型割り抜き井戸が関係性をもって確認され、大型掘立柱建物の柱材の一つが年輪年代測定法により紀元前52年に伐採されたという結果が出たことである。大型掘立柱建物が建てられた弥生時代中期後半は、それまで紀元後1世紀頃と考えられていた。しかし紀元前52年という実年代が判明したことで、弥生時代中期後半の実年代を約100年も遡らせることとなり、一大センセーションを巻き起こした。

3つ目は大型掘立柱建物と大型割り抜き井戸の存在がマスコミ等で大きく報道されたことから、研究者間だけでなく世間からも大きな注目を集め、多方面から池上曽根遺跡の集落論について考察・議論されたことである。これにより「弥生都市」という概念が新しく提唱され、論争が巻き起こった。多くの研究者が賛否両論の意見を出し、シンポジウム等で討論が交わされたことは、弥生時代の集落研究に大きな刺激を与えた。

このように、池上曽根遺跡の調査は、学術・研究史上に大きなインパクトを与え、世論も巻き込む考古学ブームを生み出した。この画期的な学術的成果もまた、史跡の本質的価値であり、保存活用に資するものである。



写真 5-1 現地説明会の様子(大型掘立柱建物発見時)



写真 5-2 池上曽根史跡指定 20 周年記念講演会



写真 5-3 池上曽根史跡指定 20 周年シンポジウム

第2節 史跡の構成要素

1 構成要素の特定と捉え方

本計画策定にあたり、史跡池上曽根遺跡を構成する要素を次のように分類した。

表 5-1 史跡池上曽根遺跡の構成要素の分類

分類	概要
①史跡の本質的価値を構成する枢要の要素	弥生時代の環濠集落としての池上曽根遺跡を構成する要素
②本質的価値を補完する重要な要素	主要な価値を除く、池上曽根遺跡に存在する重要要素
③その他の要素	その他の諸要素

表 5-2 構成要素分類表

分類	該当する構成要素	要素例	
①史跡の本質的価値を構成する枢要の要素	遺構	環濠	環濠
		祭祀遺構	大型掘立柱建物、大型割り抜き井戸等
		生産遺構	焼土遺構
		住居遺構	掘立柱建物、竪穴住居、小型竪穴建物
		墓	方形周溝墓、盛土を伴う土器棺墓
		その他	方形土壇遺構、立柱、井戸、土坑、自然流路
	出土遺物	土器	弥生土器
		石器	武器、農工具、漁撈具、紡績具、祭祀具等
		木製品	武器、農工具、漁撈具、紡績具、祭祀具等
		金属器	銅鐸破片、銅鏃
		石製品	勾玉・管玉・玉の原石
		骨角器	釣針
		編物	籠
		織物	布片
		動物遺骸	ほ乳類、鳥類、魚類等
		植物遺骸	クリ、モモ等
		その他	青銅器鋳型片等
		埋蔵されている文化財	未調査で地下に保存されている遺構・遺物
	②本質的価値を補完する重要な要素	復元施設	環濠
祭祀に関わるもの			大型掘立柱建物、大型割り抜き井戸等
建物			掘立柱建物、竪穴住居等
その他			立柱、方形井戸
施設		博物館・類似施設	弥生情報館、弥生学習館、大阪府立弥生文化博物館
		その他の施設	利便施設、東屋等
設備		管理設備	門扉、フェンス、車止め等
		電気設備	高圧電源盤、引込柱等
		保存のための設備	盛土、鉄板
		サイン・看板	解説板、案内板等
工作物		園路	インターロッキング舗装等
		広場	インターロッキング舗装等
自然に関わるもの		植栽	植栽等
		樹木	街路樹等
弥生時代以外の文化財		宗教施設	曾禰神社
		埋蔵文化財	曽根城跡・遺構・遺物

③その他の要素	道路	国道	国道 26 号
		府道	府道松之浜曾根線、府道池上下宮線
		市道	
	碑	記念碑	石碑等
	水路	光明池水路	
	その他	耕作地	畑地、水田等
		鉄塔	
		電柱	
		電線	
		住宅	

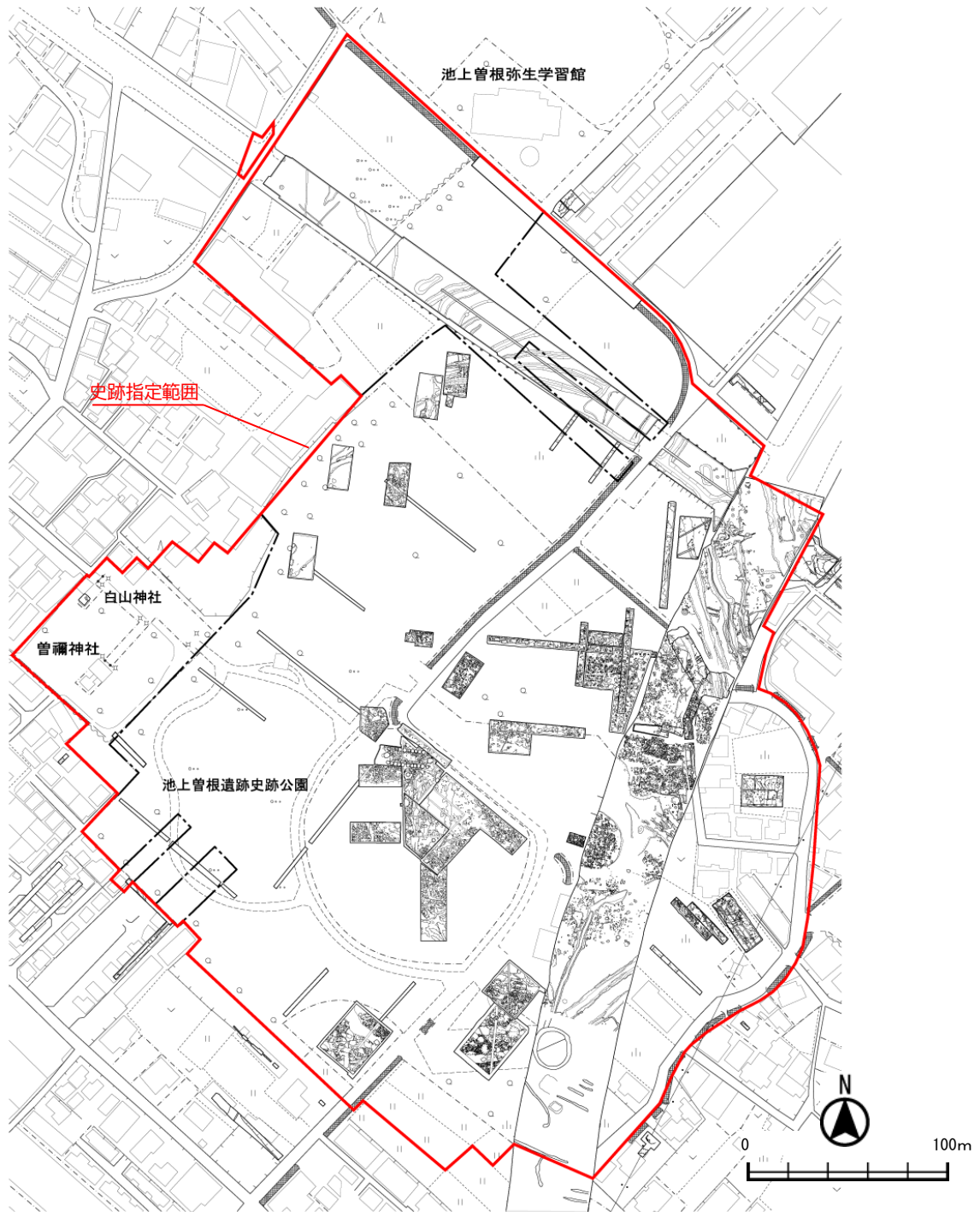


図 5-1 史跡指定地内調査済地区の位置図

2 構成要素一覧

①本質的価値を構成する枢要の要素

史跡池上曽根遺跡における本質的価値を構成する要素を以下に示す。

該当する構成要素	要素例		
遺構	環濠	環濠	
	祭祀遺構	大型掘立柱建物	
		大型割り抜き井戸	
		サヌカイト埋納遺構	
		イイダコ壺埋納遺構	
	生産遺構	焼土遺構	
	住居遺構	掘立柱建物	
		竪穴住居	
		小型竪穴建物	
	墓	方形周溝墓	
		盛土を伴う土器棺墓	
	その他	方形土壇遺構	
		立柱	
井戸			
土坑			
	自然流路		
出土遺物	土器	弥生土器（壺・甕・鉢・高杯・器台）、タコ壺	
	石器	石鏃・石槍・投弾・環状石斧・打製石剣・石戈、石包丁・石包丁未成品・石鎌・磨製石斧・石錐・敲石・磨石・凹石・砥石・石槌・石匙、石錘、紡錘車、異形石器・石棒	
	木製品	弓・剣・戈、鍬・鋤・えぶり・槌・杵・臼・斧の柄、たも・櫛、紡錘車・織機 鉢・高杯・盤・杓子・匙、玉・櫛・筭、鳥形木製品・男茎形木製品・椅子・はしご 不明容器	
	金属器	銅鐸破片、銅鏃	
	石製品	勾玉・管玉・玉の原石	
	骨角器	釣針	
	編物	籠	
	織物	布片	
	動物遺骸	ほ乳類	ネズミ科・イヌ・クジラ目の一種・イノシシ・タヌキ・ニホンジカ等
		鳥類	アビ類・ツル科の一種・カモメ科の一種・フクロウ・カラス類等
		魚類	コイ科の一種・ハモ・スズハモ・ボラの一種・ボラの一種・マダイ・クロダイ・ヒガンフグ・ヒラメ・スズキ等
		貝類等	
	植物遺骸	クリ・モモ・カシ・クルミ・カラスウリ・ヤマモモ・サンショウ・オニバス・クスノキ・ヒョウタン等	
その他	青銅器鋳型片、銅鐸形土製品等		
埋蔵されている文化財	未調査で地下に保存されている遺構・遺物		



写真 5-4 大型掘立柱建物



写真 5-5 大型割り抜き井戸



写真 5-6

B.C52年に伐採された柱材(柱12)



写真 5-7 サヌカイト埋納遺構

②本質的価値を補完する重要な要素

史跡池上曾根遺跡における本質的価値の理解を助けるうえで重要な要素を以下に示す。

i) 復元施設

復元区域では、「紀元前 50 年頃を再現する」をコンセプトに環濠や建物等の復元を行った。

該当する構成要素	要素例		
復元施設	環濠	環濠	入口広場では発掘調査時の様子を再現するため、同時併存しない二条の環濠を復元 復元区域では中期前半の環濠は埋没し、その外側に中期後半の環濠が掘削された状況を復元
		祭祀に関わるもの	大型掘立柱建物
	大型切り抜き井戸		井戸枠は直径 2.3m・厚さ 20cm・深さ 1.2m のクスノキで復元 井戸屋形も復元
	サヌカイト埋納遺構		530 個のサヌカイト剥片を 3 か所に分けて埋めた遺構で完形の太形蛤刃石斧と赤色顔料が共伴した。豊穡や生産の安定を願う祭祀が行われたと考えられることから復元
	イイダコ壺埋納遺構		40 点余りイイダコ壺が埋納されていた遺構 祭祀空間を構成する要素として復元
	土器埋納遺構		口縁部と底部を打ち欠いた状態の土器を埋設した遺構。祭祀空間を構成する要素として復元
	建物	掘立柱建物	工房施設を想定し、切妻屋根と寄棟屋根の掘立柱建物 2 棟を復元
		埋もれかけた円形竪穴住居	集落内には使用されなくなった住居跡が存在したと想定し埋もれかけた竪穴住居を想像復元
		円形竪穴住居 方形竪穴住居	紀元前 50 年頃、竪穴住居が円形から方形へと変化したことから、両方を復元
		小型竪穴建物	漁業に関連した加工施設を想定し魚醬を作る土屋根・半地下式の室として復元
	その他	立柱	調査で見つかった単独の柱で大型掘立柱建物と同時期の柱 2 基を祭祀空間を構成する要素として復元
		方形井戸	4 本の柱に横板を渡して井戸枠とした最古の横板落とし込み井戸。漁撈に関する遺物が多く出土し、祭祀空間を構成する要素として復元



写真 5-8 大型掘立柱建物



写真 5-9 大型掘立柱建物 CG



写真 5-10 ②大型掘立柱建物



写真 5-11 ③大型割り抜き井戸



写真 5-12 ⑪方形井戸



写真 5-13 ⑨小型竪穴建物



写真 5-14
⑧埋もれかけた円形竪穴住居



写真 5-15 ⑧竪穴住居

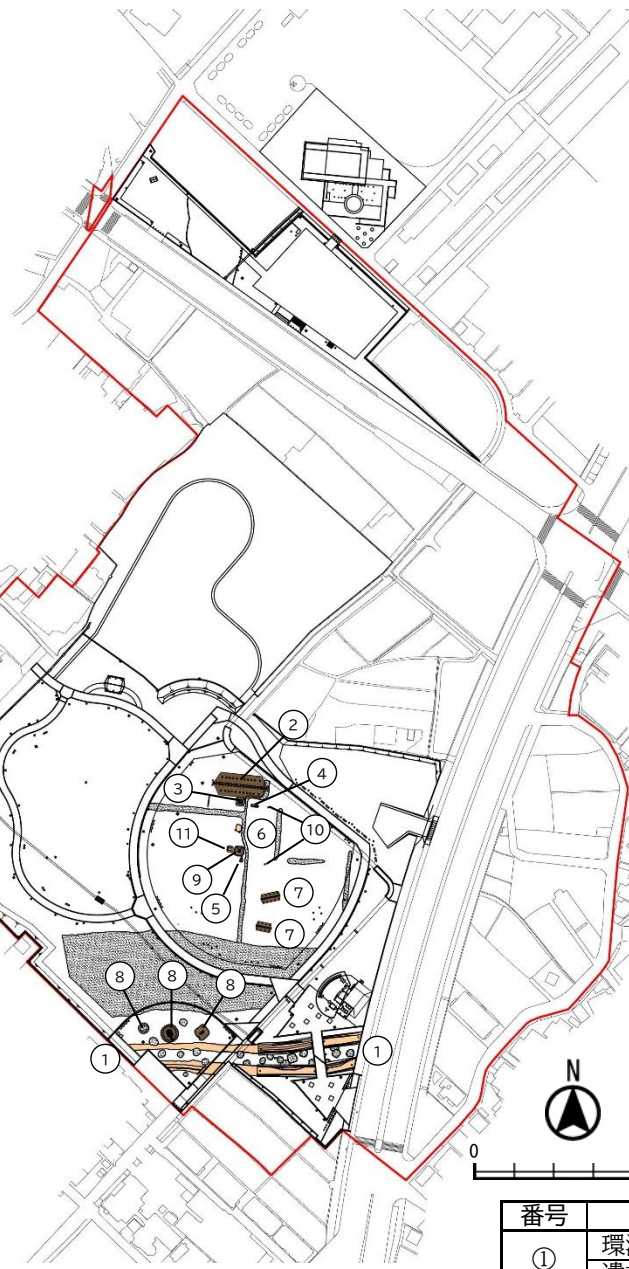


写真 5-16
④ヤマト時代埋納遺構



写真 5-17 ⑩立柱



写真 5-18 ⑦掘立柱建物



写真 5-19 ①環濠

番号	復元施設の名称
①	環濠 遺構表示
②	大型掘立柱建物
③	大型割り抜き井戸
④	ヤマト埋納遺構
⑤	11世紀壺埋納遺構
⑥	土器埋納遺構
⑦	切妻屋根掘立柱建物 寄棟屋根掘立柱建物
⑧	埋もれかけた円形竪穴住居 円形竪穴住居 方形竪穴住居
⑨	小型竪穴建物
⑩	立柱
⑪	方形井戸

図 5-2 史跡指定地内の復元施設の位置図

ii)施設

該当する構成要素	要素例	
施設	博物館・類似施設	弥生情報館
		弥生学習館
		大阪府立弥生文化博物館
	その他の施設	利便施設
		東屋
		ベンチ
	手洗い場	

○博物館・類似施設

弥生情報館

池上曽根史跡公園のインフォメーションセンターとして2001（平成13）年にオープンした。和泉市の直営施設で、運営の一部は池上曽根遺跡史跡公園協力会に委託されている。

開館時間：午前10時～午後5時

（入館は閉館30分前まで）

休館日：月曜日（月曜日が祝日の場合は翌日）

祝日の翌日（ただしその日が土・日曜にあたる場合は除く。）、年末年始

入館料：無料



写真 5-20 弥生情報館

弥生学習館

弥生時代をみて・きいて・さわって体験してもらう体験学習ができる施設として2001（平成13）年にオープン。大型掘立柱建物と大型削り抜き井戸を展示しながら保管する展示ホールと、「展示を探す」引き出し型展示のあるガイダンスルーム、弥生時代を体感する体験学習ができるアトリエからなる。勾玉づくりや土器づくり、簡単な織物等、いつでも・だれでも気軽に体験してもらえる施設となっている。泉大津市の直営施設で、運営の一部は池上曽根弥生学習館協力会に委託されている。

開館時間：午前10時～午後5時

（入館は午後4時30分まで）

休館日：月曜日（月曜日が祝日の場合は翌日）

祝日の翌日（ただしその日が土・日曜にあたる場合は除く。）、年末年始

入館料：無料（体験学習は実費）



写真 5-21 弥生学習館



写真 5-22 弥生学習館展示ホール

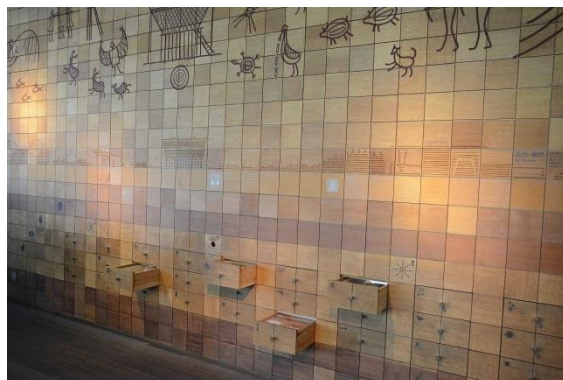


写真 5-23 弥生学習館引き出し型展示

大阪府立弥生文化博物館

大阪府立弥生文化博物館は、弥生文化に関する資料と情報を収集・保存・研究・展示し、弥生文化に広く親しみ、学習することを目的とし、地域の遺跡にとどまらず、弥生文化全般を広く対象とする全国唯一の博物館として、1991（平成3）年に開館し、設立理念に基づき運営されている。

現在は、大阪府文化財センター・近鉄ビルサービスグループが指定管理者として運営を担っている。

開館時間：午前9時30分～午後5時
（入館は午後4時30分まで）

休館日：月曜日（月曜日が祝日の場合は翌日）
年末年始

入館料：【特別展期間中】一般：650円 65歳以上・高大生：450円
【企画展期間中】一般：430円 65歳以上・高大生：330円
【常設展のみ期間中】一般：310円 65歳以上・高大生：210円
中学生以下：無料



写真 5-24 大阪府立弥生文化博物館

設立理念

- 1 「日本文化の源流」である弥生時代を通じて日本文化を考え、理解する場を提供します。
- 2 弥生文化を現代と比較し、世界的にも位置付けて、わかりやすく親しみやすい形で紹介します。
- 3 泉州を中心とした地域の歴史と文化を紹介します。
- 4 弥生文化の学習・研究センターとしての機能を果たしていきます。
- 5 日本有数の弥生集落、国史跡「池上曽根遺跡」との一体的活用を図ります。

使命

弥生時代は、日本列島で稲作が始まった時代です。以来、私たちの祖先は、現代まで2千年以上も農耕を中心とした暮らしを営んできました。また、この時代には、金属でできた道具の利用、貧富の差や戦争の始まり等、それ以前の時代と比べて、社会にとって大きな変化がありました。これらの変化は、生活と価値観を大きく転換し、現代の私たちの暮らし方の成り立ちにも大きな影響を与えたと考えられています。

このようなことから、弥生文化は「日本文化の源流」と言われており、弥生文化を知ることは、現代の私たちの文化や社会の根本を見つめる上でも重要です。

とりわけ大阪は、早くから大陸文化の窓口として開け、新しい文化を柔軟に取り入れた結果、非常に多くの人びとが集う巨大集落が、多数営まれました。その結果、大阪は全国でも有数の人口密集地となり、ここから大阪の都市性がはじまるといえます。残された豊かな考古資料や遺跡は、日本の弥生時代を代表とするものとなっており、大阪が稲作を中心とした新しい生活様式にきわめて適した地であったことを物語っています。

弥生文化博物館は、日本を代表する弥生時代の巨大集落である池上曽根遺跡の一角を選び、日本唯一の弥生時代専門博物館として、またこの遺跡のサイトミュージアム及び泉州の歴史文化の拠点としての性格をもちつつ、展示や活動を行ってきました。館の特長を生かし、以下の4つの役割を果たしていきます。

1 教育・学習

隣接する史跡池上曽根遺跡や収蔵する多くの実物資料を生かし、弥生文化を復元・体感することを通じて、現代の文化や社会の根本を探る教育・学習を行います。

2 大阪の魅力発信

「弥生文化の成熟度を示す地」という地域性を生かし、大阪の文化を発信するとともに、世界の他の文化との対話の基礎をつくります。

3 府民協働

弥生文化と泉州の歴史・文化を中心として、府民や企業等、さまざまな主体と協働することにより、参画する主体に活動の場を提供するとともに、郷土への誇りを育みます。

4 研究・事業企画

弥生文化の研究および教育普及方法の研究を行い、その成果を上記の3つの役割を果たすために生かします。

○その他の施設



写真 5-25 利便施設



写真 5-26 東屋



写真 5-27 ベンチ



写真 5-28 手洗い場

第5章

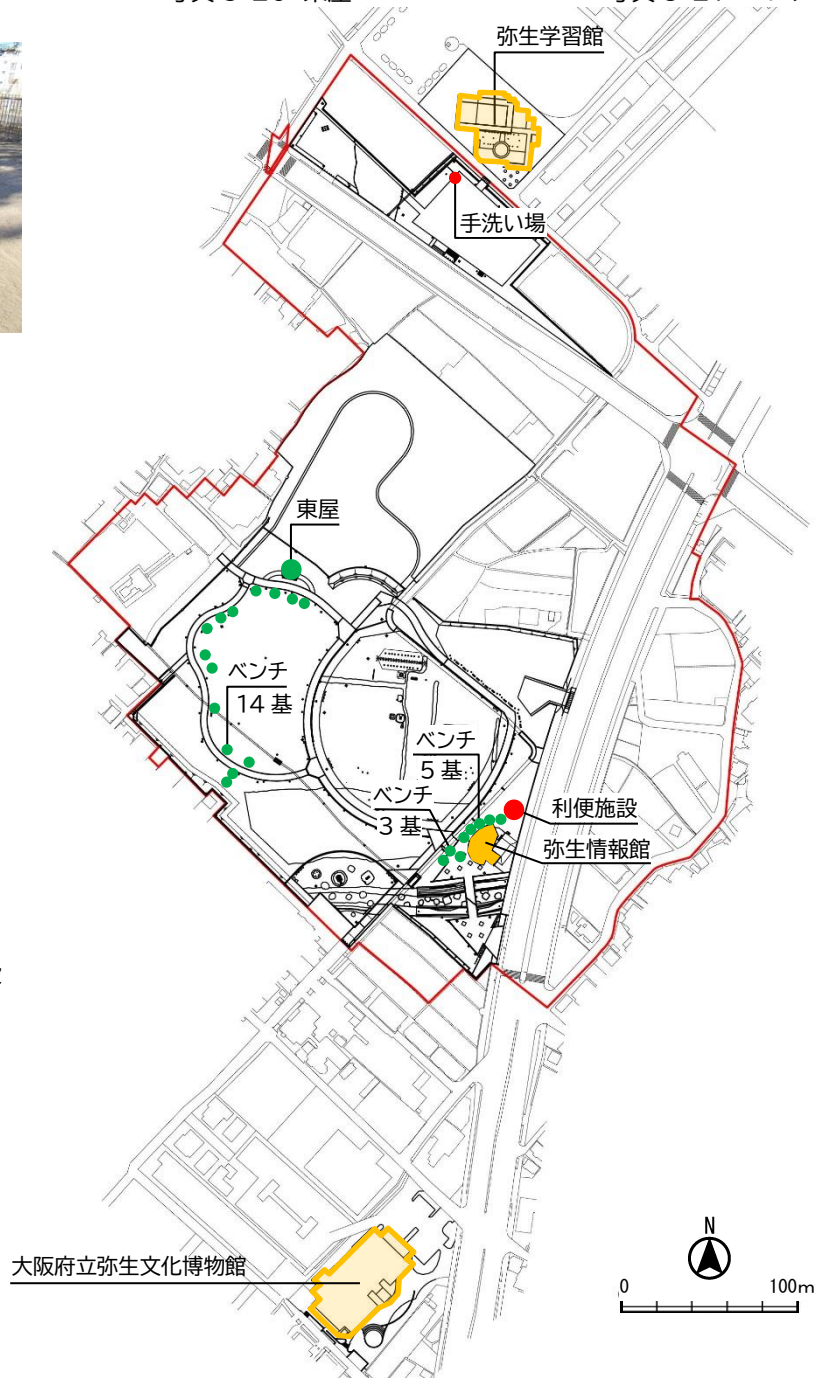


図 5-3 史跡指定地内外の博物館・類似施設、その他の施設の位置図

iii)設備

該当する構成要素	要素例	
設備	管理設備	門扉
		フェンス
		車止め
		側溝
		集水枡
		マンホール
		園路灯
		階段
		スロープ
		散水栓
		手摺
	電気設備	電源盤
		引込柱
		分電盤
		警報装置
	保存のための設備	盛土
		鉄板
	サイン・看板	園名板
		案内板
		解説板
		名称板
揭示板		
注意看板		

○管理設備、電気設備

史跡指定地内には、侵入防止柵や照明灯等多くの設備が存在する。管理・運営上必要な工作物には、景観を阻害しているものもある。

○サイン・看板

史跡指定地内には、案内板や解説板、揭示板等の多くのサイン・看板類が存在する。解説板は、該当する施設の特徴や歴史的背景を知ってもらうのに重要なものとなっている。サインや看板類は史跡としての景観上、目立たないものになっている。

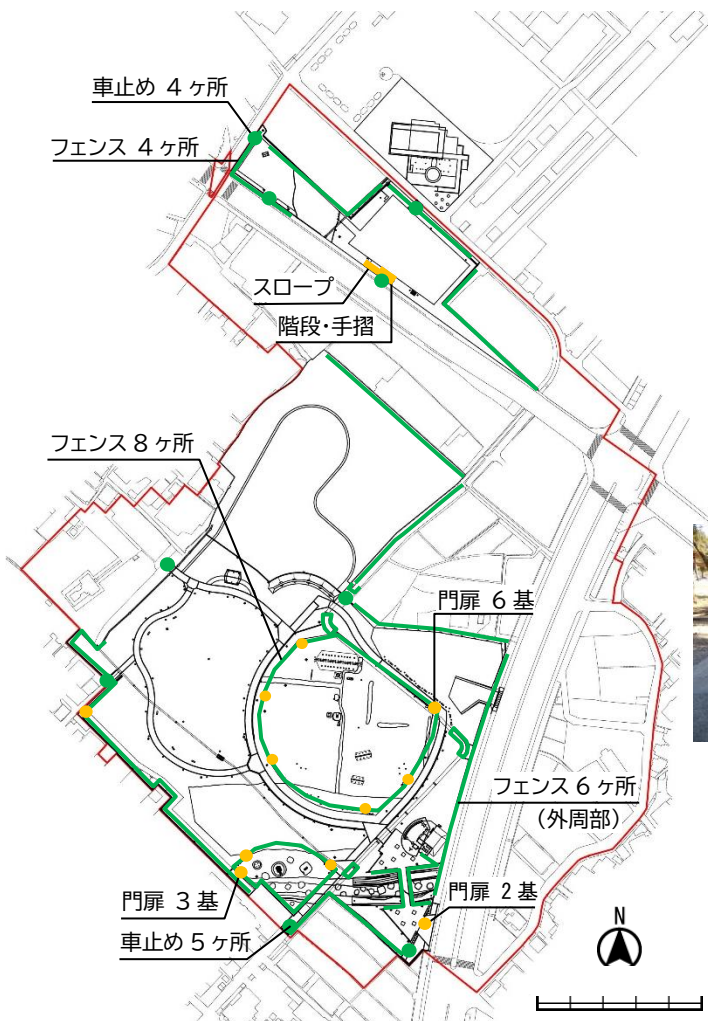


図 5-4 史跡指定地内の管理施設の位置図(1)

- 凡 例
- 管理設備
・門扉
・階段
・スロープ
・手摺
 - 管理設備
・フェンス
・車止め



写真 5-29 門扉



写真 5-30 フェンス



写真 5-31 車止め



写真 5-32 手摺

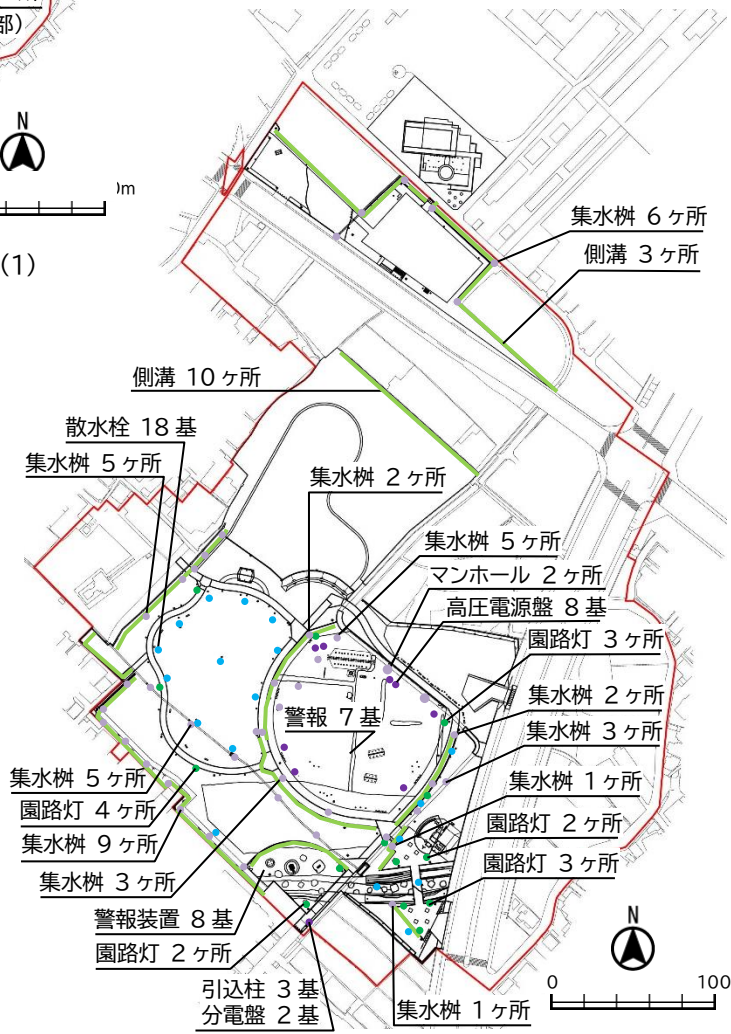


図 5-5 史跡指定地内の管理施設の位置図(2)



写真 5-33 園路灯



写真 5-34 電源盤



写真 5-35 引込柱、分電盤

- 凡 例
- 管理設備
・側溝
・マンホール
 - 管理設備
・集水樹
・マンホール
 - 管理設備
・園路灯
 - 管理設備
・散水柱
 - 電気設備
・電源盤
・引込柱
・分電盤
・警報装置



写真 5-36 園名板



写真 5-37 案内板

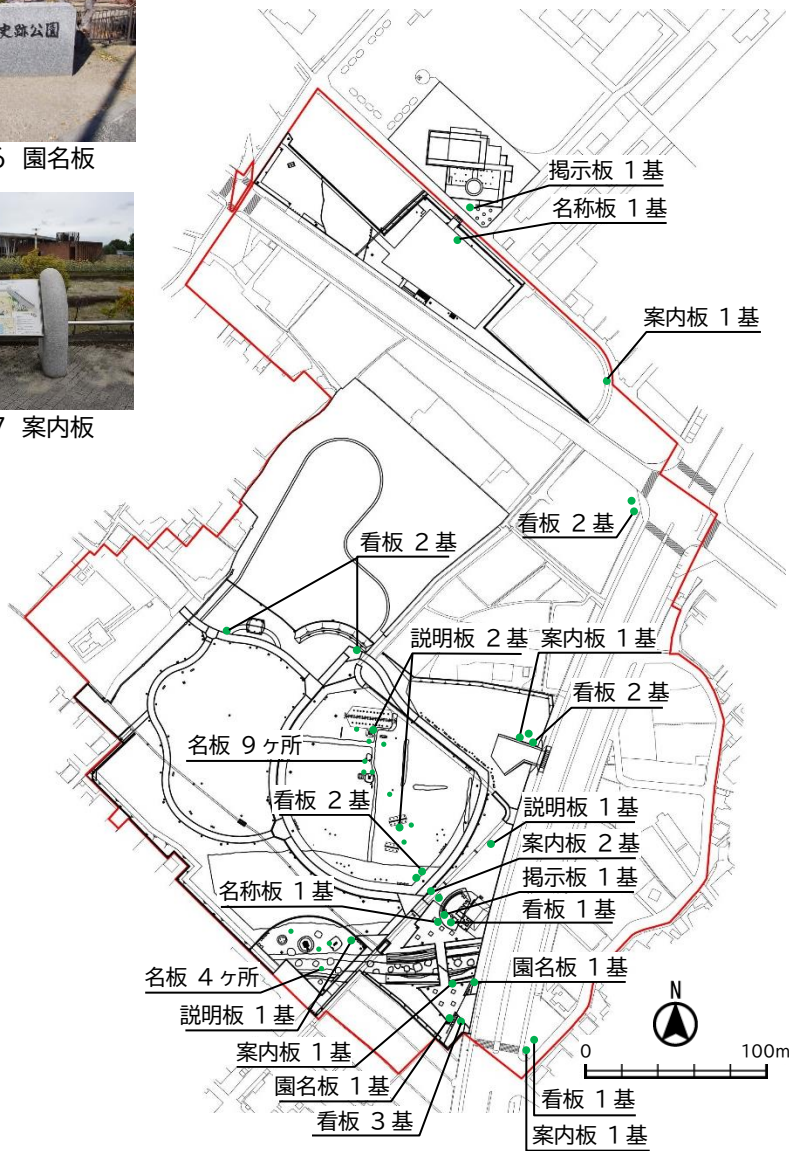


図 5-6 史跡指定地内の標識・看板の位置図

凡 例

■ 標識・看板



写真 5-38 解説板



写真 5-39 名称板



写真 5-40 揭示板

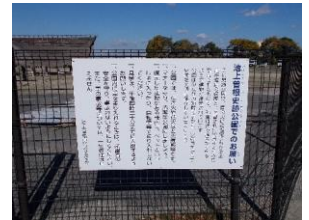


写真 5-41 注意看板

iv) 工作物

該当する構成要素	要素例	
工作物	園路	インターロッキング舗装
		自然色アスファルト舗装
	広場	インターロッキング舗装
		木舗装
		土舗装

公園入口部は、現代の広場という位置づけでインターロッキング舗装を行い、時間の橋を渡った弥生の広場は、木材で舗装している。園路は景観を考慮した自然色アスファルト舗装で交差点部では耐久性を考慮しインターロッキング舗装としている。



写真 5-42 自然色アスファルト舗装(園路)



写真 5-43 インターロッキング舗装(入口広場)



写真 5-44 木舗装

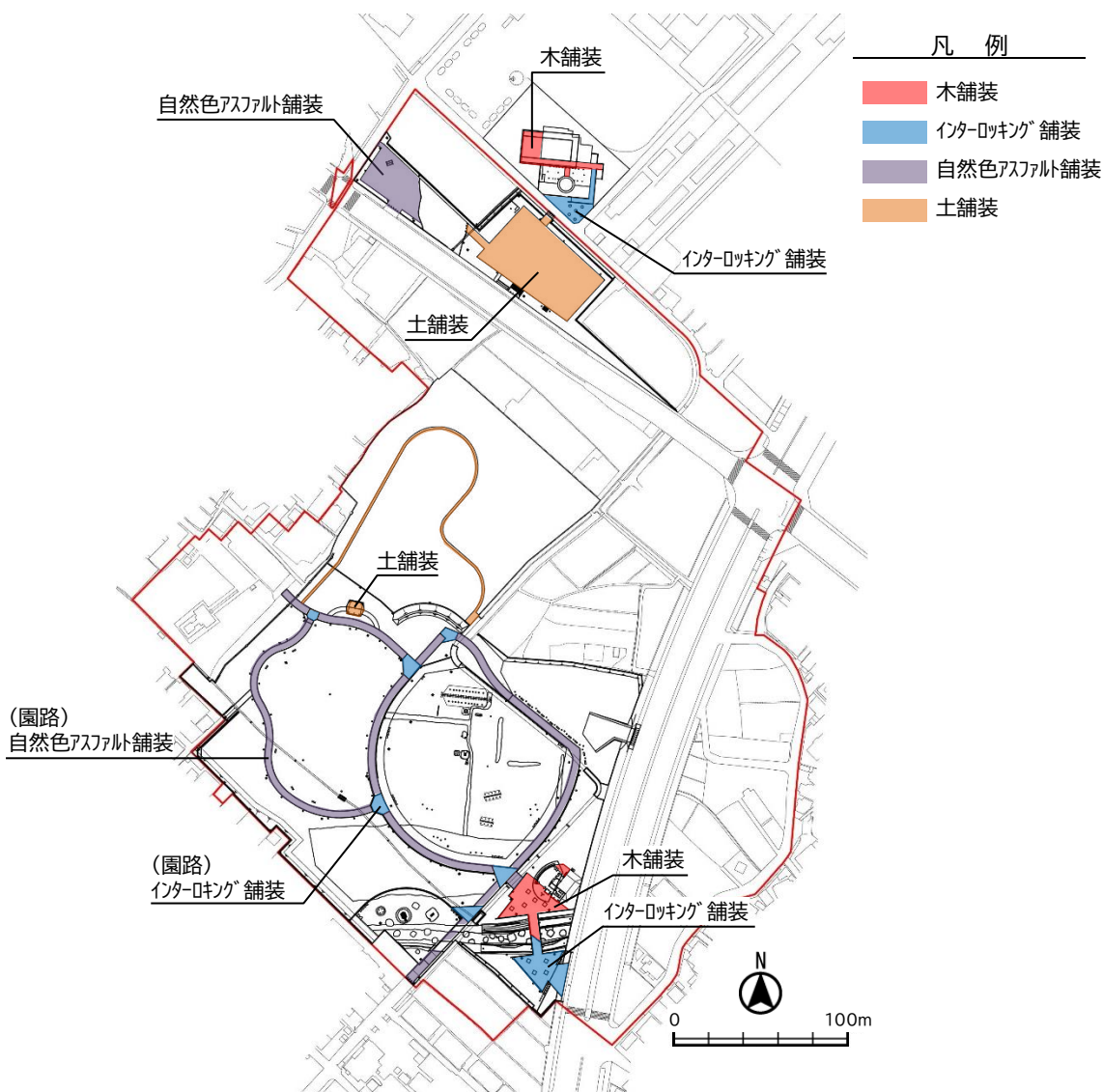


図 5-7 史跡指定地内の工作物の位置図

v)自然に関わるもの

史跡指定地内には、史跡整備によって植栽された樹木の他にも、道路の街路樹や曾禰神社等の既存の樹木が存在する。樹木調査は2019（令和元）年10月に行った。

該当する構成要素	要素例
植栽	植栽（高木、中木、低木、地被類、芝生）
	いずみいのちの森
樹木	既存樹木（指定地内、街路樹、曾禰神社）

表 5-3 第 1 期整備範囲の樹木一覧

区分	出現種				本数
高木 (3m以上)	クスノキ (34)	クヌギ (22)	アラカシ (20)	シラカシ (13)	141
	クロガネモチ (12)	ヤマモモ (8)	ケヤキ (8)	トチノキ (6)	
	エノキ (6)	コナラ (3)	ナンキンハゼ (3)	ヤマザクラ (2)	
	ムクノキ (2)	イチョウ (1)	エゴノキ (1)		
中木 (1~3m)	クロガネモチ (25)	ヤマザクラ (17)	アラカシ (16)	サザンカ (16)	154
	ヤマモモ (13)	コナラ (9)	クヌギ (7)	サルスベリ (6)	
	バラ (6)	エゴノキ (3)	ウメ (3)	コブシ (3)	
	トチノキ (2)	ツブラジイ (2)	ヤブツバキ (2)	クスノキ (1)	
	シラカシ (1)	ケヤキ (1)	エノキ (1)	マツ (1)	
	不明 (19)				
低木 (1m未満)	ヒラドツツジ (128)	コクチナシ (40)	カンツバキ (30)	サツキツツジ (20)	293
	ガクアジサイ (12)	ヤマブキ (10)	アジサイ (9)	ドウダンツツジ (6)	
	コデマリ (6)	ヤマツツジ (6)	ユキヤナギ (5)	ヤマハギ (5)	
	不明 (16)				

表 5-4 第 1 期整備範囲の中・高木の樹木の幹回り別本数表

幹回り	出現数(本)
0~ 30cm 未満	78
30~ 60cm 未満	90
60~ 90cm 未満	85
90~120cm 未満	31
120cm 以上	11

表 5-5 いずみいのちの森の樹木一覧

高さ	常緑樹	落葉樹	計
2.5~3.0m	499	312	811

表 5-6 曾禰神社の樹木一覧

高さ	常緑樹	落葉樹	計
3.0~5.0	38	10	48
5.0~10.0	131	25	156
10m以上	12	11	23
合計			227

表 5-7 指定地内の既存樹木一覧

高さ	常緑樹	落葉樹	計
10m以上	5	13	18

表 5-8 国道・府道の街路樹一覧(H=3.0m以上)

区分	常緑樹	落葉樹	計
国道	57	99	156
府道	0	40	40
合計			196



写真 5-45 入口広場のクスノキ



写真 5-46 曾禰神社



写真 5-47 府道の街路樹

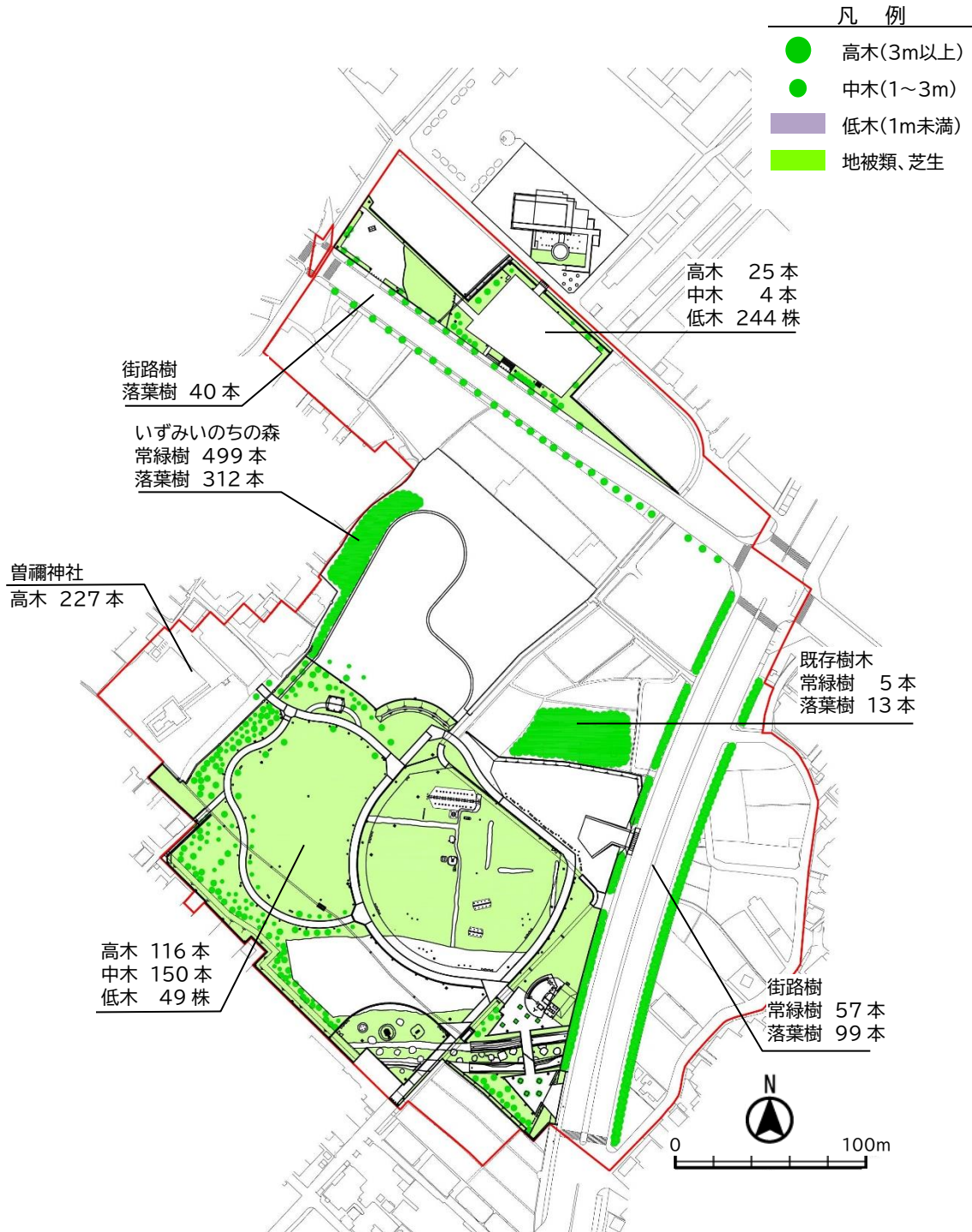


図 5-8 史跡指定地内の樹木の位置図

vi) 弥生時代以外の文化財

該当する構成要素	要素例	
弥生時代以外の文化財	宗教施設	曾禰神社
	埋蔵文化財	曾根城跡
	埋蔵文化財	池上曾根遺跡に関わる遺構・遺物



写真 5-48 曾禰神社

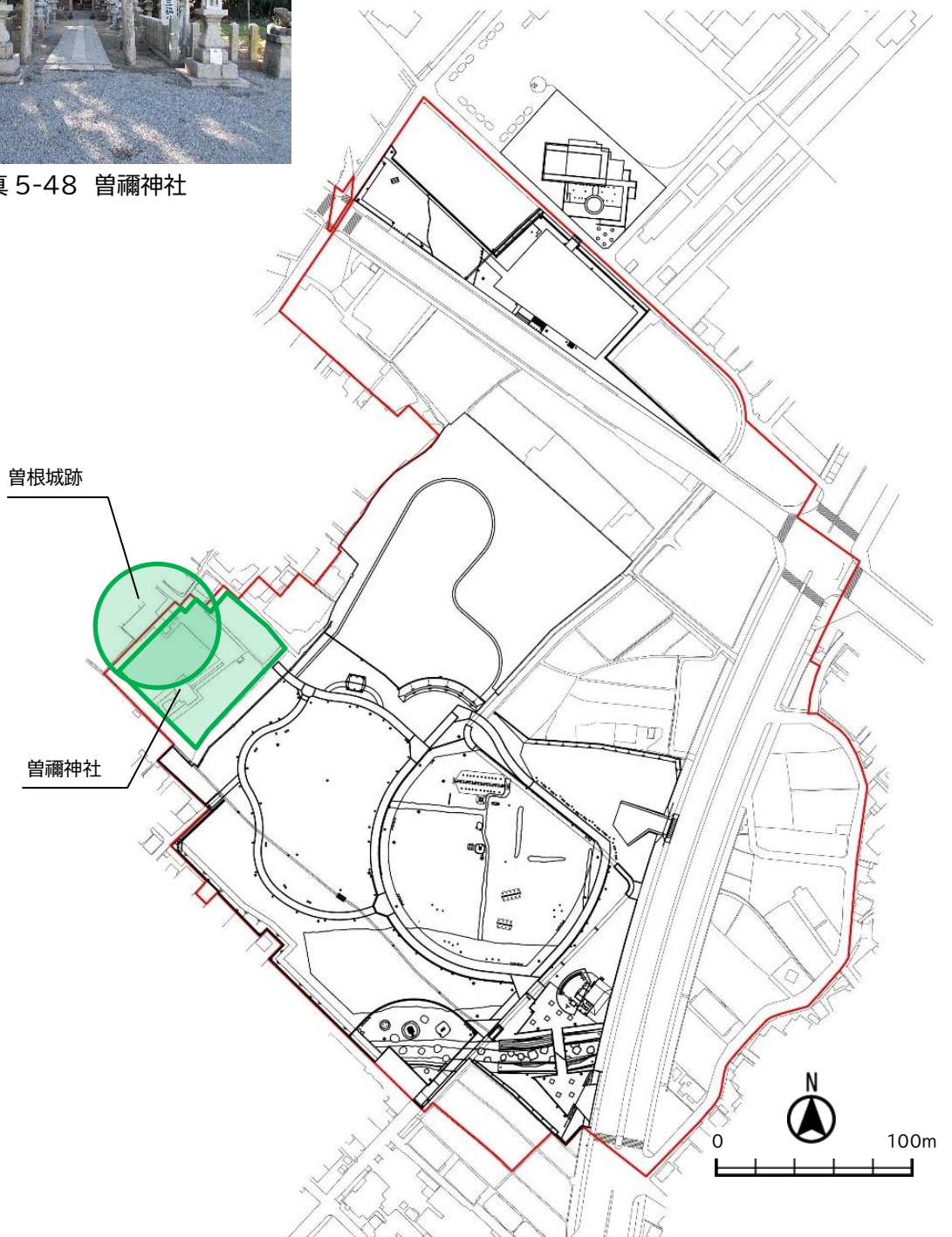


図 5-9 史跡指定地内の文化財の位置図

② その他の要素

③ 史跡池上曾根遺跡の本質的価値とは無関係な要素を以下に示す。

該当する構成要素	要素例	
道路	国道	国道 26 号
	府道	府道松之浜曾根線 府道池上下宮線
	市道	
碑	記念碑	石碑等
水路	光明池水路	
その他	水田	
	鉄塔	
	電柱	
	電線	
	住宅	



写真 5-49 記念碑



写真 5-50 記念碑



写真 5-51 光明池水路

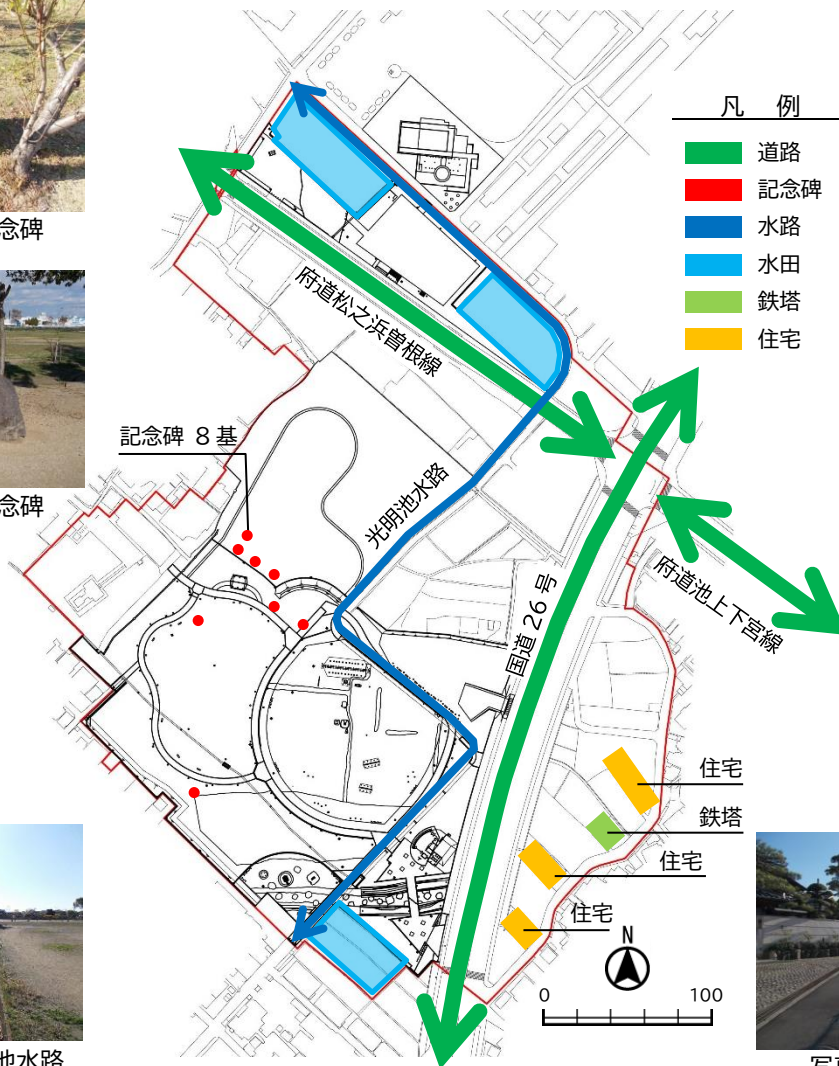


写真 5-52 鉄塔



写真 5-53 電柱



写真 5-54 国道 26 号



写真 5-55 住宅

図 5-10 史跡指定地内の道路、記念碑、水路、耕作地、鉄塔、住宅の位置図

第6章 史跡池上曾根遺跡の現状と課題

史跡指定から40年、史跡公園開園から20年近くが経過する中で、史跡を取り巻く社会情勢も変化し、弥生時代研究も大きく進展したことをふまえ、今日における現状と課題について、構成要素ごとにまとめておく。

第1節 史跡の現状

1 本質的価値を構成する要素の現状

保存管理

史跡指定面積は11.5haに及び、地目として、田・畑・原野・公衆用道路・雑種地・山林・水道用地・宅地・ため池・堤・境内地がある。和泉市・泉大津市による公有化率は86.8%（2021（令和3）年3月現在）で市域によりそれぞれの市が管理している。他に国有地・府有地・私有地があり、それらの管理は、管理者・所有者である国・府・個人や宗教法人に委ねられている。公有地であっても、管理者が府・和泉市・泉大津市に分かれており、また文化財関係部局以外が所管している土地もあるため、統一した管理がしづらい状況にある。

本史跡には各時代の遺構が重層的に埋蔵されている。これまでに幾度もの発掘調査を実施しているが、調査面積は史跡全体の1/4に留まる。また、既調査区も、遺構保存の観点から弥生時代中期の遺構面までで調査を終了した調査区もある。遺跡の全容は解明されておらず、未調査区から新たな発見がある可能性を秘めている。

国道26号及び府道松之浜曾根線・池上下宮線の敷設範囲は、発掘調査を実施したのち、遺構を保護するため、鉄板を敷いたうえで十分な厚さの盛土を行っている。日常管理は土地所有者や管理者が行っている。

発掘調査で出土した遺物は数万点にのぼり、現在も調査・整理が進行中である。基本的には調査主体者が出土遺物の保管管理をおこなっているため、大阪府（保管場所は大阪府立弥生文化博物館及び収蔵庫）、和泉市、泉大津市、大阪府立泉大津高校に分散して保管されている。そのため、出土遺物を総体として把握し、調査研究しづらい状況にある。

大阪府立弥生文化博物館が保管する木製品の一部は、府指定文化財に指定されている。

活用

出土遺物の一部は大阪府立弥生文化博物館、弥生学習館、和泉市いずみの国歴史館で常設展示されている。また、弥生学習館の展示ホールでは、出土した柱材・井戸枠を用いて、大型掘立柱建物発掘調査時を再現している。地中であって直接見ることのできない遺構の理解に重要な役割を果たしている。

整備

遺構保存の観点から、弥生時代中期の遺構面で調査を終えている場所もあり、全容が解明されているとは言い難い。史跡の中心部の約3.5haは、史跡公園として整備されているが遺構保護のために十分な厚さの盛土を行ったのち、整備を実施している。

国道26号及び府道松之浜曾根線の敷設範囲は、発掘調査を実施したのち、遺構面の上に鉄板を敷く、十分な厚さの盛土を行う等、保護措置を実施している。

運営と体制

史跡の保存活用に関しては、和泉市・泉大津市の文化財部局が担当し、国有地、府有地、私有地の管理者・所有者と連携のもと運営している。史跡に関する業務は専門性が必要であるが、限られた職員で対応している。

2 本質的価値を補完する重要な要素の現状

保存管理

地下遺構を保護しつつ広く池上曽根遺跡を周知するために、池上曽根史跡公園がある。指定地 11.5ha のうち、第 1 期整備が行われた 3.5ha は「池上曽根史跡公園」として 2001（平成 13）年にオープンした。

基本構想に掲げられた基本理念「魅力ある史跡公園として多くの人びとに親しまれ活用されること」に基づき、発掘調査成果を検討のうえ、弥生時代の生活様式を理解できるよう復元施設が設計・建築されることになった。整備の際には、遺構保護のために十分な厚さの盛土を行っている。

弥生時代の植生を参考に公園内に植栽を行い、都市化の進んだ地域における貴重な緑地となっているが、自生した雑木等が成長し景観を阻害しているところも見受けられる。史跡公園は、入口広場区域、復元区域、イベント広場区域、多目的広場区域、体験学習区域、自由広場区域からなる。復元区域はフェンスで仕切り、ガイダンス施設である弥生情報館の開館時間のみ公開し、ほかの区域は常時解放している。

史跡指定地内に所在する曾禰神社は、延喜式内社として古くから地域に親しまれている神社で、中世には曾根城があったと伝わる。池上町（和泉市）、南・北曾根町（泉大津市）は、同社の氏子であり、秋の祭礼行事の際には、3 町をふくめ 7 町の地域のだんじりが宮入りする。

活用

史跡公園内にある大型掘立柱建物等の復元建物は、見学者が目で見、リアリティをもって池上曽根遺跡について知ることができる重要な施設であり、池上曽根遺跡の価値を人びとに伝えるために欠かせないものとなっている。大型掘立柱建物は、市の刊行物の表紙を飾ることも多く、地域のランドマークとして認知されている。史跡公園には、大阪市内をはじめ府内各地から遠足や社会科の授業の一環として多くの小学校が訪れる。大阪府立弥生文化博物館で弥生時代について学んだ後、史跡公園の復元区域で弥生時代を体感し、弥生学習館で弥生時代のものづくりの体験を行うコースが人気である。ガイダンス施設として弥生情報館が設置されており、希望者には史跡見学者への案内を行っている。隣接する利便施設とあわせて、公園来園者の貴重なレストスペースとなっている。

また史跡公園は、イベントや地域活動の場としても活用されている。史跡公園開園前後には、和泉市が主催して池上曽根弥生まつりを開催し、GW期間中に 13 万人が来訪した。2019（令和元）年度までは和泉市文化財活性化事業として「高校軽音フェスタ in 弥生の杜」や、和泉市商工会議所主催の「商工まつり」が開催され、1 日で数千～数万人の参加者があった。しかしこれらの大規模イベントは、事業が中止や会場が変更される等、現在は実施していない。不定期なイベントとしては、「歴史ウォーク」（和泉市）、「文化財公開展」（泉大津市）等がある。

日常的には地域住民の散歩やウォーキングコースとして利用されている。また、地元自治会等によるグランドゴルフや福祉バザー等に対して特別利用を認めており、地域活動の場としても活用されている。

弥生学習館は史跡指定地外に建築されているが、史跡と一体化した整備が行われた。展示ホールでは、発掘調査時を再現した状態で、大型掘立柱建物の柱と大型割り抜き井戸の井戸枠等を公開している。館内では、いつでもだれでも弥生時代を体験できる施設として、勾玉づくりや弥生土器づくりといった弥生時代に関連した体験学習を随時行っているほか、毎月実施しているガラス玉製作体験講座や、年に 10 回程度実施している文化財講座（体験講座・座学講座）、稲作体験講座等もある。体験の広場では火おこし体験や、製作した土器での炊飯体験等の講座を実施している。また、弥生学習館の事業として、市内外の社会教育施設、教育施設等に出張し、勾玉・丸玉づくり体験等を実施し、池上曽根遺跡の PR に努めている。また定期イベントとして泉大津市では、弥生学習館周辺で毎年 5 月 5 日に開催される「ふれあいまつり」がある。弥生学習館協力が中心となって、池上曽根遺跡への愛着醸成を目的に開催するもので、好評を博している。

大阪府立弥生文化博物館は日本の弥生時代を学ぶ施設として、また、池上曽根遺跡を紹介する展示施設として活用されている。池上曽根遺跡の出土遺物を多数収蔵、展示しており、一部は府指定文化財に指定されている。

これら施設は、今日まで多くの来訪者たちに親しまれてきた。大阪府立弥生文化博物館・弥生情報館・

弥生学習館の3館が連携した企画展や講座を実施しているほか、各館をめぐるスタンプラリー等も実施している。史跡の本質的価値をより判りやすく親しみやすく発信するためには欠かすことのできないものであるが、整備から約20年が経ち、経年劣化がすすんでいる。また、近年の台風やゲリラ豪雨による被害も相次いでいる。限られた予算（府・市単費）のなかで、順次修繕に取り組んではいるが、維持管理経費が管理者の大きな負担となっている。

小学3年生は、社会科の副読本「わたしたちの和泉市」（和泉市）、「わたしたちのまち いずみおおつ」（泉大津市）等で史跡を地域の文化財として学習している。

広報PR活用として市発行の刊行物やホームページ等で紹介している。

整備

1993（平成3）年に作成した史跡池上曾根遺跡整備基本設計に基づき、「紀元前50年ごろのある日」をコンセプトとした史跡公園を整備した。史跡公園内には、発掘調査の成果をもとに、大型掘立柱建物等を復元整備している。史跡公園として整備された3.5ha以外には、未整備区域が広がっている。未整備区域のうち、約8,000㎡は第2期整備の基礎整備として整地を行っているが、残りは手つかずの状態である。

運営と体制

史跡公園の日常管理については、整備地は地域住民を中心とした任意団体である「池上曾根遺跡史跡公園協力会」（和泉市）、「池上曾根弥生学習館協力会」（泉大津市）に一部委託している。未整備地は定期的にシルバー人材センター等に除草等を依頼しているが、私有地の管理は土地所有者に委ねられている。

3 その他の要素の現状

保存管理

各々土地所有者や管理者により管理されており、史跡の保存に影響を及ぼさない範囲で修繕等が行われている。

活用

国道26号、府道、水路、鉄塔、住宅等は、周辺住民の生活に利用されている。

整備

史跡指定以前から存在するものが多く、それらは特に整備されていない。国道26号、府道松ノ浜曾根線・池上下宮線は、発掘調査の後に遺構上面に鉄板や盛土による保存措置を施し、整備されている。

運営と体制

各々土地所有者や管理者により運営されている。

第2節 利用者の意向

史跡公園を利用する人びとの意向を把握するために、アンケート調査を行った。調査の方法及び結果を以下に示す。

1 調査方法

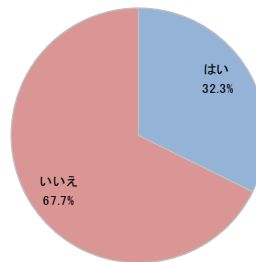
利用者の意向調査は、インターネットによるアンケートにて実施した。予備調査として近隣市在住の約5,000人に「池上曽根史跡公園に来園したことがあるか」と質問を送付し、3,371人から回答を得た。そのうち、来園したことがあると回答した人に本調査を実施し、206人から回答を得た。

実施時期：予備調査 2020（令和2）年7月
本調査 2020（令和2）年7月

2 調査結果

<予備調査>

Q1	池上曽根史跡公園に来園されたことがありますか。 単一回答	人	%
1	はい	1,090	32.3
2	いいえ	2,281	67.7
	全体	3,371	100.0

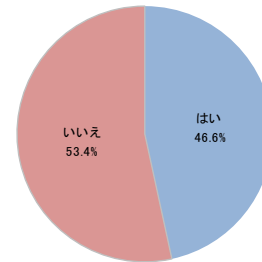


約32%の人が来園したことがあると回答した。

地域別内訳

Q1	池上曽根史跡公園に来園されたことがありますか。	全体	はい	いいえ
1	和泉市	450	275	175
2	泉大津市	194	133	61
3	高石市	139	80	59
4	堺市	2,093	419	1,674
5	忠岡町	29	16	13
6	岸和田市	424	160	264
7	上記以外の大阪府内	28	5	23
8	大阪府以外	14	2	12
	全体	3,371	1,090	2,281

Q2	池上曽根史跡公園が弥生時代の史跡とご存知ですか。 単一回答	人	%
1	はい	1,570	46.6
2	いいえ	1,801	53.4
	全体	3,371	100.0

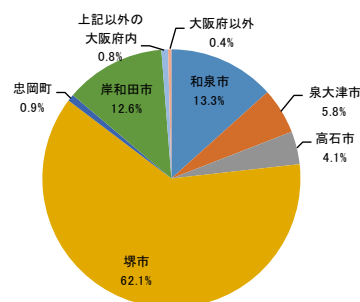


和泉市、泉大津市及び近隣市の約53%に、池上曽根史跡公園が弥生時代の史跡であることを伝えることができていない。

地域別内訳

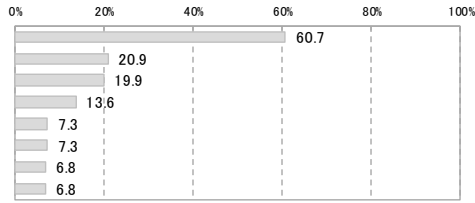
Q2	池上曽根史跡公園が弥生時代の史跡とご存知ですか。	全体	はい	いいえ
1	和泉市	450	364	86
2	泉大津市	194	156	38
3	高石市	139	96	43
4	堺市	2,093	678	1,415
5	忠岡町	29	22	7
6	岸和田市	424	241	183
7	上記以外の大阪府内	28	9	19
8	大阪府以外	14	4	10
	全体	3,371	1,570	1,801

Q3	あなたが主にお住まいの住所を教えてください。 単一回答	人	%
1	和泉市	450	13.3
2	泉大津市	194	5.8
3	高石市	139	4.1
4	堺市	2,093	62.1
5	忠岡町	29	0.9
6	岸和田市	424	12.6
7	上記以外の大阪府内	28	0.8
8	大阪府以外	14	0.4
	全体	3,371	100.0

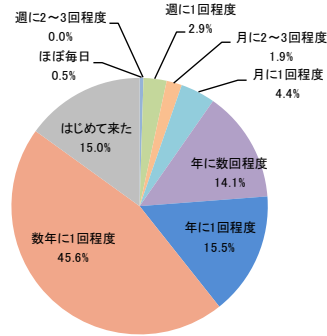


<本調査> 有効回答人数206人

Q1	事前アンケートで池上曽根史跡公園が弥生時代の史跡と知っているという回答の方に伺います。 どこで知りましたか。(複数回答可)	複数回答	人	%
1	近くに住んでいる		125	60.7
2	市や町の広報を見て		43	20.9
3	学校の授業で		41	19.9
4	人から聞いて		28	13.6
5	ポスター、チラシを見て		15	7.3
6	その他【 】		15	7.3
7	テレビ、ラジオ、雑誌等の紹介		14	6.8
8	インターネットを見て		14	6.8

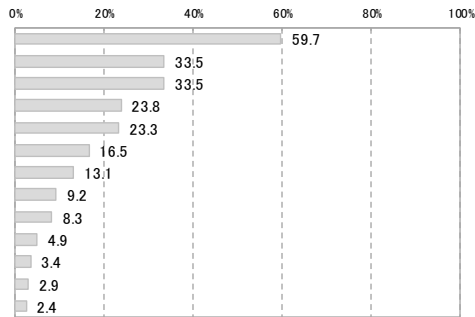


Q2	池上曽根史跡公園にはどのくらい来園されますか。	単一回答	人	%
1	ほぼ毎日		1	0.5
2	週に2~3回程度		0	0.0
3	週に1回程度		6	2.9
4	月に2~3回程度		4	1.9
5	月に1回程度		9	4.4
6	年に数回程度		29	14.1
7	年に1回程度		32	15.5
8	数年に1回程度		94	45.6
9	はじめて来た		31	15.0



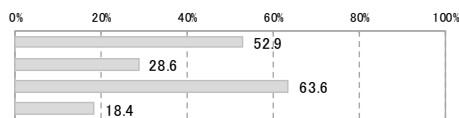
数年に1回、年に1回程度来園するとの回答が60%を超える

Q3	池上曽根史跡公園に来園された目的は何ですか。(複数回答可)	複数回答	人	%
1	史跡の見学		123	59.7
2	歴史の学習		69	33.5
3	散歩やウォーキング		69	33.5
4	休息、くつろぎ		49	23.8
5	風景を楽しむ		48	23.3
6	その他【 】		34	16.5
7	子供を遊ばせる		27	13.1
8	サイクリング		19	9.2
9	運動		17	8.3
10	昼食		10	4.9
11	犬の散歩		7	3.4
12	動植物を見る		6	2.9
13	芸術活動(写真、絵画等)		5	2.4



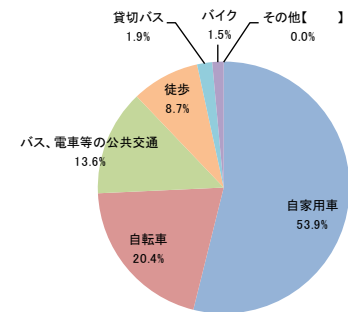
史跡の見学、歴史の学習を目的に来園した人が多い。

Q4	あなたは、以下の施設に行っただけですか。(複数回答可)	複数回答	人	%
1	池上曽根弥生情報館(公園案内所)		109	52.9
2	泉大津市立池上曽根弥生学習館		59	28.6
3	大阪府立弥生文化博物館		131	63.6
4	行ったことはない		38	18.4



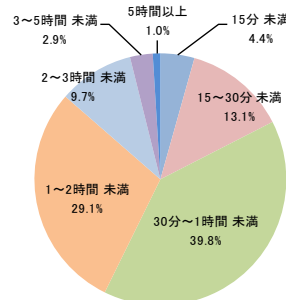
弥生学習館への来訪率が低い。また公園のみを利用し施設を全く利用していない人が約18%いる。

Q5	池上曽根史跡公園へ来園する際に、主に利用した交通機関を教えてください。	単一回答	人	%
1	自家用車		111	53.9
2	自転車		42	20.4
3	バス、電車等の公共交通		28	13.6
4	徒歩		18	8.7
5	貸切バス		4	1.9
6	バイク		3	1.5
7	その他【 】		0	0.0



自家用車での来園が最も多く、次いで自転車が多い。

Q6	池上曽根史跡公園にはどのくらい滞在しますか。	単一回答	人	%
1	15分未満		9	4.4
2	15~30分未満		27	13.1
3	30分~1時間未満		82	39.8
4	1~2時間未満		60	29.1
5	2~3時間未満		20	9.7
6	3~5時間未満		6	2.9
7	5時間以上		2	1.0

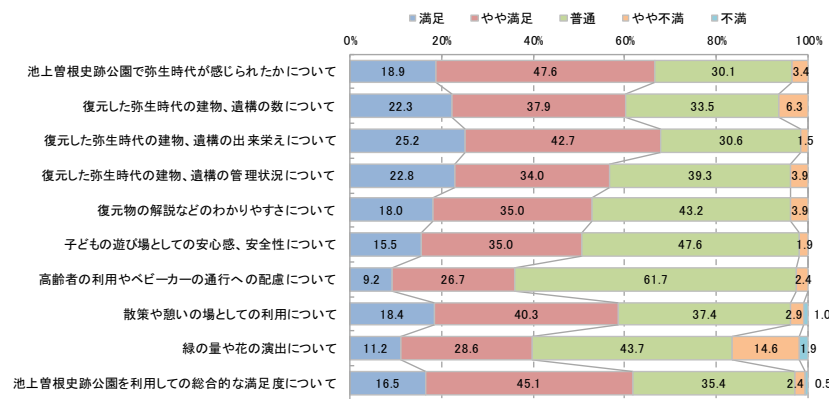


滞在時間は30分~1時間未満が約40%を占め、2時間以上滞在したのはわずか約14%である。

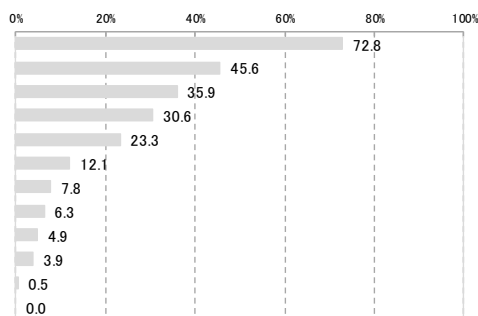
Q7	池上曽根史跡公園の満足度をお答えください。 単一回答	全体	1	2	3	4	5
			満足	やや満足	普通	やや不満	不満
1	池上曽根史跡公園で弥生時代が感じられたかについて	206	39	98	62	7	0
		100.0	18.9	47.6	30.1	3.4	0.0
2	復元した弥生時代の建物、遺構の数について	206	46	78	69	13	0
		100.0	22.3	37.9	33.5	6.3	0.0
3	復元した弥生時代の建物、遺構の出来栄について	206	52	88	63	3	0
		100.0	25.2	42.7	30.6	1.5	0.0
4	復元した弥生時代の建物、遺構の管理状況について	206	47	70	81	8	0
		100.0	22.8	34.0	39.3	3.9	0.0
5	復元物の解説などのわかりやすさについて	206	37	72	89	8	0
		100.0	18.0	35.0	43.2	3.9	0.0
6	子どもの遊び場としての安心感、安全性について	206	32	72	98	4	0
		100.0	15.5	35.0	47.6	1.9	0.0
7	高齢者の利用やベビーカーの通行への配慮について	206	19	55	127	5	0
		100.0	9.2	26.7	61.7	2.4	0.0
8	散策や憩いの場としての利用について	206	38	83	77	6	2
		100.0	18.4	40.3	37.4	2.9	1.0
9	緑の量や花の演出について	206	23	59	90	30	4
		100.0	11.2	28.6	43.7	14.6	1.9
10	池上曽根史跡公園を利用した総合的な満足度について	206	34	93	73	5	1
		100.0	16.5	45.1	35.4	2.4	0.5

復元施設の数や、出来栄について満足との回答が多い。

一方、バリアフリーや緑の量や花の演出について不満との回答が多い。

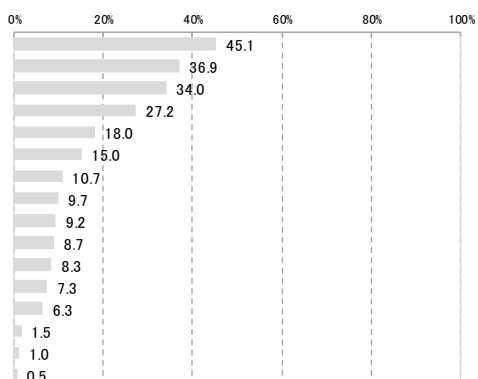


Q8	池上曽根史跡公園に求めるものは何ですか。(3つまでお答えください) ※特にない方もなるべく以下の選択肢の中から1つ以上はお選びください。 複数回答	人	%
1	歴史を感じられる文化財を活用した公園	150	72.8
2	緑や花がきれいな公園	94	45.6
3	ゆっくり休むことができる公園	74	35.9
4	イベントや行事を楽しむことができる公園	63	30.6
5	子どもを安心して遊ばせられる公園	48	23.3
6	スポーツや健康づくりのための公園	25	12.1
7	地震時などの防災の拠点となる公園	16	7.8
8	国内外から観光客が集まる公園	13	6.3
9	アウトドアスポーツをはじめ、日ごろできない活動を楽しむことができる公園	10	4.9
10	楽しい遊具がある公園	8	3.9
11	本格的な競技大会などができる公園	1	0.5
12	その他【 】	0	0.0



歴史を感じることができる公園を求める声が多い。また緑があり、ゆっくりくつろぐことができる公園を求める声が多い。一方、本格的なスポーツができる公園や、遊具を求める回答は少ない。

Q9	池上曽根史跡公園を利用するにあたって新たに作ってほしい施設は何ですか。(3つまでお答えください) ※特にない方もなるべく以下の選択肢の中から1つ以上はお選びください。 複数回答	人	%
1	歴史を感じられる復元建物	93	45.1
2	日陰のある休憩所	76	36.9
3	カフェ、レストラン	70	34.0
4	遊んで学べる体験学習施設	56	27.2
5	休憩できるベンチ	37	18.0
6	芝生広場	31	15.0
7	駐車場	22	10.7
8	祭りやイベントができる多目的広場	20	9.7
9	草花	19	9.2
10	トイレ	18	8.7
11	樹木	17	8.3
12	遊具、健康遊具	15	7.3
13	売店	13	6.3
14	宿泊施設	3	1.5
15	インフォメーションセンター	2	1.0
16	その他【 】	1	0.5



Q10 その他、池上曽根史跡公園について自由な意見をお聞かせください。

※主要な回答を抜粋

意見	性別	年齢	職業
皆が安心して訪れることができるような環境整備をお願いしたい	男性	55	会社員(技術系)
折角の歴史的遺構をもっと有効に活用してほしい。	男性	50	自営業
学校の社会見学でも行ったことがあります、すごく良い勉強になりました。	女性	30	自由業
大きな樹木が欲しい。	男性	72	無職
もっと、休憩が出来てカフェ等があると嬉しい。あと、座れる屋根のある休憩所を増やしてほしい。	男性	49	会社員(その他)
駐車場の完備	男性	47	会社員(その他)
緑を増やし散歩しやすいようにしてほしい	女性	34	会社員(技術系)
大型遊具やレストランがあると 孫を連れて もっと来たいと思います。	女性	64	専業主婦(主夫)
安全な場所ですほしい	女性	39	会社員(その他)
弥生時代の遺跡がどのように発掘されたのかがよくわかりますし、小学生の校外学習などにも良いと思います。	女性	27	会社員(事務系)
小学校の遠足で行きました。	女性	17	学生
特にありません	男性	76	パート・アルバイト
夜が寂しい。ライトアップなど安全、安心な場所にしたい。	男性	70	自営業
歴史を感じる良い場所	女性	57	パート・アルバイト
まだまだ全国的に知名度が低いので、もっと宣伝した方が、数多くの人に来てくれると思います。	男性	45	自営業
史跡公園と言う割には、歴史を感じさせる部分が少なく、ただっ広いだけという印象なので、もう少し整備してほしい。	女性	43	専業主婦(主夫)
弥生時代の貴重な遺跡を活用してほしい	男性	37	会社員(その他)
もう少し休憩施設が欲しい	男性	62	会社員(技術系)
素敵な史跡なのに近くの人でも意外と知らないと言う人が多いです。もっと多方面から来てもらえる工夫があれば良いと思います。	女性	30	会社員(その他)
広大な公園なので散歩するだけでも良い運動になる	男性	60	経営者・役員
非常に地味な史跡なので、公園としての魅力を考え出してほしい。	男性	65	専業主婦(主夫)
緑の多い公園になるといいと思う	女性	26	会社員(技術系)
近くの府立弥生博物館とのコラボ企画や体験型のイベントがあれば参加したい。	女性	67	パート・アルバイト
もう少しベンチや遊具などを増やしてほしい。	女性	26	専業主婦(主夫)
よく利用しているが、ちょっと広い公園で、復元した昔の建物があると言うだけでなく、昔の何かを体験したり、昔の生活を感じさせてくれる施設があると良い。	男性	71	無職
発掘現場が体験できるような展示があればよい。	男性	56	会社員(技術系)
もっとこの土地にあった弥生時代体験と、環境を学習できる場にしてほしい。	男性	39	会社員(その他)
大事な史跡なのに、もっと上手く活用すれば良いと思います。	男性	70	経営者・役員
他の歴史公園にないインパクトのあるものがほしい。	男性	54	会社員(技術系)
古代の生活体験的な催し物があってもよい	男性	50	パート・アルバイト
華やかさがあれば良い	男性	27	会社員(その他)
景観をよりよくしてほしいです	女性	32	パート・アルバイト
竪穴式住居や高床式倉庫などの復元建物の内部公開を週一回ぐらいでやってほしい。できれば弥生時代を体験できる催しをやってほしい。日陰のある休憩所やカフェなどを施設内に併設してほしい。	男性	43	会社員(技術系)
もっと遊具があると嬉しいです。	女性	20	学生
池上曽根遺跡公園の存在については、知らない人が多いのでもう少しPRをしていただければありがたいです。また、公園内の施設については私も十分に知らないで、広報やパンフ等で情報発信をしてください。	男性	66	無職
少し殺風景な感じがしたので花や緑が増えると素敵な公園になると思います。	女性	59	専業主婦(主夫)
ボランティアガイドがいるといいと思います。	男性	54	会社員(その他)
思わず通り過ぎるので、もう少し分かりやすく目立つ外観にした方がいいと思います	女性	44	専業主婦(主夫)
もっと、弥生時代を感じたい。	女性	53	専業主婦(主夫)
近くの弥生文化会館と連携してイベントしたらいいと思う	女性	53	専業主婦(主夫)
昔の生活様式がわかる建物で 外から見てもわかりやすいが 中の様子ももっと詳しく再現されていたらいいと思います 道具など	女性	74	専業主婦(主夫)
もうすこし、子供が歴史を感じられる施設にして欲しい	女性	47	パート・アルバイト
建物自体の説明文やイラストを増やしてほしい。駐車場やトイレなどの設備の整備と日陰の休息所も不十分なので、長時間の滞在は辛い	男性	58	会社員(事務系)
せっかく泉大津に歴史的な遺跡があるのだから、もっとアピールして泉州地方の歴史についてわかりやすく解説してほしい。	男性	59	会社員(事務系)
ゆっくりくつろげるカフェや、犬用の遊具があると嬉しいです。	女性	22	学生

自由回答として多かったのは、「緑が多くくつろげる」「ゆったりできる」「安心して利用したい」という場所を求めるほか、「歴史を学びたい」「もっと弥生時代を感じたい」という回答が多い。

第3節 池上曽根遺跡の課題

第1節、2節の現状をふまえ、遺跡の「保存管理」、「活用」、「整備」、「運営と体制」それぞれの課題について、一覧表にまとめた。

表 6-1 池上曽根遺跡の課題

分類	該当する構成要素		現 状
①史跡の本質的価値を構成する枢要の要素	遺構		<ul style="list-style-type: none"> ○史跡地内は各時代の遺構が重なりあって埋蔵されている ○発掘調査は遺構保存を重視しながら一部で実施している ○遺構保護のために十分な厚さの盛土等を行ったのち、史跡公園、国道 26 号等を整備している
	遺物		<ul style="list-style-type: none"> ○数万点にのぼる遺物が出土し、順次調査・整理を実施している ○出土遺物は大阪府、和泉市、泉大津市等に分散して保管している ○出土木製品の一部は府指定文化財に指定されている ○弥生学習館では、大型掘立柱建物の柱材、大型削り抜き井戸の井戸枠を、展示しながら保管するという手法で保存している
	埋蔵されている遺構・遺物		○未調査地に埋蔵されたまま保存されている
②本質的価値を補完する重要な諸要素	復元施設		<ul style="list-style-type: none"> ○池上曽根遺跡の弥生時代について体感するために、発掘調査の成果をもとに復元している ○整備から 20 年たち、経年劣化や災害による破損が目立つ ○一部施設の内部見学は可能なものの、老朽化が進み、積極的に広報できない
	施設	弥生情報館	<ul style="list-style-type: none"> ○史跡池上曽根遺跡の本質的価値を最もダイレクトにガイダンスできるインフォメーションセンターとして、見学者に解説等を行っている ○建築家 吉羽逸郎が設計した ○弥生情報館は和泉市が運営し、公園の日常管理は「池上曽根遺跡史跡公園協力会」に委託している ○人と人とのつながりと対話を重視した施設として開館した ○経年劣化や災害による破損が目立つ
		博物館・類似施設 弥生学習館	<ul style="list-style-type: none"> ○いつでもだれでも弥生時代を体験できる施設として体験講座等を実施している ○建築家 吉羽逸郎が設計した ○展示ホールにて大型掘立柱建物の柱材、大型削り抜き井戸の井戸枠を、展示しながら保管するという手法で公開している ○体験の広場等の日常管理は「池上曽根遺跡学習館協力会」に委託しているほか、体験学習や施設見学等の運営は地域ボランティアの協力を得て実施している ○経年劣化や災害による破損が目立つ
		大阪府立 弥生文化博物館	<ul style="list-style-type: none"> ○弥生文化博物館は大阪府が「日本で唯一の弥生時代専門の博物館」として設置し、池上曽根遺跡のサイトミュージアムとしても運用されている ○建築家 吉羽逸郎が設計した (1992 (平成 4) 年 第 16 回近畿建築士協議会 hiroba 作品賞 受賞) ○池上曽根遺跡から出土した遺物を収蔵し、常設展で池上曽根遺跡の紹介を行っている ○指定管理者制度により管理運営されている ○経年劣化や災害による破損が目立つ
	その他の施設	<ul style="list-style-type: none"> ○屋外に設置し、史跡公園の一般利用者が活用している ○経年劣化や災害による破損が目立つ 	
		<ul style="list-style-type: none"> あづまや東屋 ベンチ 手洗い場 	

保存管理に関する課題	活用に関する課題	整備に関する課題	運営と体制に関する課題
<ul style="list-style-type: none"> ○適切な管理を行うため、公有化が求められる ○国道 26 号等の下に保存された遺構が、適切な状態であるかを定期的にモニタリング等する必要があるかどうかの検討が求められる 	<ul style="list-style-type: none"> ○大阪府・和泉市・泉大津市が連携して情報発信に努める必要がある 	<ul style="list-style-type: none"> ○第 1 期整備以後の整備が進んでいない ○整備のための計画的な発掘調査が求められる 	<ul style="list-style-type: none"> ○史跡地内には、国有地・府有地・市有地・私有地があり統一した運営ができない
<ul style="list-style-type: none"> ○遺物量が膨大なため、保存場所を確保し続けなければいけない ○数万点にのぼる出土遺物の調査・整理が完了していない ○大阪府、和泉市、泉大津市がそれぞれ管理しており相互の連携が行われていない 	<ul style="list-style-type: none"> ○遺物の公開の機会が十分でない 	<ul style="list-style-type: none"> ○整備を行う際の資料とするため遺物整理を進めなければいけない 	<ul style="list-style-type: none"> ○出土遺物の調査・整理に必要な予算及び人員確保ができない
<ul style="list-style-type: none"> ○追加指定を視野にいれた指定地外での調査を検討しなければいけない ○公有化を進める必要がある 			
<ul style="list-style-type: none"> ○和泉市が管理しているが、管理に莫大な費用がかかる ○当初の整備計画では、弥生時代を体感してもらうという目的のもと弥生時代と同じ素材や工法にこだわって復元作製したが、長期にわたって活用していくという点から見ると維持管理が難しい 	<ul style="list-style-type: none"> ○復元施設を活用したイベント等が十分でなく、池上曽根遺跡の魅力を伝える活用ができていない ○整備のための発掘調査が実施されていた時期には、その成果がマスコミ等で取り上げられることが多かったが、近年は新しい情報が発信できていない 	<ul style="list-style-type: none"> ○復元施設は、現在経年劣化等で破損が激しい ○復元施設に応じた手法や素材を考える必要がある ○経年劣化や災害に対応できるような手法、工法を検討する必要がある 	<ul style="list-style-type: none"> ○適切で定期的な計画がない
<ul style="list-style-type: none"> ○池上曽根遺跡のインフォメーションセンターとしての機能が損なわれないよう、適切な管理が求められる 	<ul style="list-style-type: none"> ○弥生情報館・弥生学習館・大阪府立弥生文化博物館がそれぞれ連携しながら、一体的な活用を図る必要があるが十分な連携ができていない ○和泉市・泉大津市の学校行事での利用が減少傾向にある ○特に弥生学習館においては、子ども向けの体験学習を主としているために、少子化が進むにつれて利用者が減少している。又、メインコンテンツが開館以来、変更がないことからマンネリ化している ○研究拠点として十分に機能していない 	<ul style="list-style-type: none"> ○史跡全体のガイダンス機能を強化する必要がある ○大規模改修の必要がある 	<ul style="list-style-type: none"> ○運営できる限界の人員しか配置されておらず、よりよい運営や事業に向けて新しいことを実施できる状況にない ○日常管理を委託している団体を構成するメンバーの高齢化と構成人数の減少により、年々活動の幅が狭くなっている
<ul style="list-style-type: none"> ○体験学習施設としての機能が損なわれないよう、適切な管理が求められる 		<ul style="list-style-type: none"> ○大規模改修の必要がある 	<ul style="list-style-type: none"> ○運営できる限界の人員しか配置されておらず、よりよい運営や事業に向けて新しいことを実施できる状況にない ○日常管理を委託している団体を構成するメンバーの高齢化と構成人数の減少により、年々活動の幅が狭くなっている
			<ul style="list-style-type: none"> ○指定管理者制度による運営のため、長期にわたる展示計画の策定が難しい
<ul style="list-style-type: none"> ○保守点検が必要である 	<ul style="list-style-type: none"> ○ベンチ等が破損し設置数が少なくなり、来訪者が休憩できる場所が限られている ○屋外に設置しており、劣化が進んでいる 	<ul style="list-style-type: none"> ○開園以来大きな整備が行われておらず、利用者の声が反映されていない ○レストスペースとしての機能を持った施設を整備する必要がある 	

分類	該当する構成要素		現 状
②本質的価値を補完する重要な諸要素	設備	管理設備	○屋外施設であり、オープンから約20年経過したことから劣化が進んでいる
		電気設備	○整備から約20年経過し、大きな入れ替え等をせずに使用しており劣化が進んでいる ○高圧電気設備は故障しており使用できない
		保存のための設備	○公園、国道の下部構造に遺構を守るために保護層が施されている
		サイン・看板	○第1期整備計画において、解説板等は弥生時代の雰囲気壊すという考え方により、できるだけ少なく、できるだけ景観を阻害しないように設置された ○屋外に設置しており、劣化が進んでいる
	工作物	園路・広場	○史跡公園整備地の日常管理は「池上曽根遺跡史跡公園協会」（和泉市）、「池上曽根弥生学習館協会」（泉大津市）、に各市が管理を委託している ○未整備地は、定期的にシルバー人材センター等に除草等を依頼している ○広場として、一般的なイベント会場としても活用している ○学校教育の場として、学校から団体で見学が多い ○地域の公園として利用している ○来訪者のための駐車場、駐輪場がない ○公園の入り口がわかりにくい
	自然に関わるもの	植栽、樹木	○史跡公園オープン時に弥生時代の植生を検討し植樹した ○和泉市ロータリークラブによって植樹された記念樹がある ○史跡指定される以前から、生育している樹木がある
	弥生時代以外の文化財	宗教施設	○信仰の場であり、宗教活動の範囲で利用されている
		埋蔵文化財	○弥生時代の遺構を掘削する際に、失われてしまう可能性がある ○未発掘部分は、地下に保存されている

保存管理に関する課題	活用に関する課題	整備に関する課題	運営と体制に関する課題
○必要に応じて修理を行わなければならない	○復元エリアにある設備にかかわらず、デザインが復元建物と調和しておらず活用ににくい	○景観への配慮とともに、発掘調査成果が活かされ、また池上曽根遺跡の様相が誤認されることの無いような整備が必要である	
	○大きなイベントを実施する際には高圧電気設備を修繕する必要がある	○景観に配慮した設備にする必要がある	
○現状を維持することが必要である ○今後も適切な状態で遺構を保存していくために、現状について調査する必要性を検討するべきである			○管理者との連携が必要である
○サインとしての機能を適切に果たすため、定期的な修理が必要である	○デジタルコンテンツがない ○現状に合わせた内容やデザインになっておらず、ユニバーサルデザインを検討する必要がある ○来訪者のための案内看板が不足している ○府道沿いに看板がない	○看板が土に埋もれて見えなくなったり、破損してしまったり、適切な位置に看板がないために、史跡を訪れた見学者に池上曽根遺跡の重要性やその意味について伝えることができない ○来訪者のための明確なサインの整備が不足している	
○イベント等の実施時に地下遺構に影響の無いように留意する必要がある ○定期的な修繕を実施する必要がある	○地域住民の憩いの場として活用するために必要な緑地が、整備時と比べて減少している ○広場機能を活用したイベント等を実施する必要がある	○来訪者を呼び込むための、駐車場を整備する必要がある ○全体の総合的な整備の必要がある ○経年劣化等による破損によって利用できない施設は修繕、改善の必要がある ○適切な維持管理のための予算確保の必要がある	○緑地を管理する体制が不足しており、適切な状態に保つことができない ○適切な維持管理計画がない
○適切な管理を進めなければいけない	○木陰が少なく、来訪者が和める空間が少ない	○市民が憩いの場所として利用するために、過ごしやすい場所づくりが求められる ○自生した雑木により景観が阻害されている	○定期的な伐採・管理を行う体制が必要である
○宗教活動に配慮しながら文化財の保存を検討する必要がある	○弥生時代以外の情報を公開する必要がある	○弥生時代以外の調査成果をどのように取り扱うか検討がなされていない	○管理者と連携しながら適切な管理が行われているか確認しなければいけない
○適切な記録保存の必要がある			

分類	該当する構成要素		現 状
③その他の諸要素	碑	記念碑	○史跡公園内に、記念行事等で作られた記念碑が8基ある ○現状、特段の管理等を行っていない
	水路	光明池水路	○現在も灌漑用水路として使用されている
	道路	国道	○国が管理する道路であり、非常に交通量が多い ○史跡公園を分断している ○遺構を保存するために、保護措置を施した上で道路が敷設されている
		府道	○府が管理する道路である ○史跡公園を分断している ○遺構を保存するために、保護措置を施した上で道路が敷設されている
		市道	○市が管理する道路である ○地域住民の生活道路として欠かせない
	その他	水田	○管理・使用は土地所有者に委ねられている ○地下遺構の現状が確認できていない
		鉄塔	○周辺住民の生活に必要なもので、管理・使用は土地所有者に委ねられている
		電柱	
電線			
住宅			
	史跡指定地外の池上曽根遺跡		○周知の埋蔵文化財包蔵地となっている

保存管理に関する課題	活用に関する課題	整備に関する課題	運営と体制に関する課題
	○地域と連携しながら史跡公園のにぎわいを生み出していく必要がある	○劣化した際にどのように対処するか検討されていない	○今後、設置の要件を作成する等が必要である
○管理者と連携して、地下遺構の保存に努める必要がある		○史跡公園整備にどう組みこむか検討が必要	○管理者と連携しながら、適切な管理が行われているか確認する必要がある
○管理者が文化財の部署ではないことから、関係部所との連携が薄い	○国道26号は史跡池上曽根遺跡に訪訪するための、重要な交通網の一つであるが生かしていない	○史跡公園へ誘導する看板が必要	○管理者と連携しながら、適切な管理が行われているか確認する仕組みがない
○管理者が文化財の部署ではないことから、関係部所との連携が薄い	○史跡案内の看板が不足しており、公園利用のための経路がわかりにくい		
○市民生活に必要なライフラインを地下に埋設する必要が生じた際に、適切な対応が必要	○狭く、標識等も不足しているため、史跡公園を利用するための経路がわかりにくい		
○管理者と連携して、地下遺構の保存に努める必要がある		○管理者と連携しながら、整備時の取扱いを検討する	○管理者と連携しながら、適切な管理が行われているか確認する必要がある
○試掘確認調査等を実施し、その結果によっては、追加指定を検討する必要がある	○史跡指定地内の情報と合わせて活用する方法を検討する		

第7章 基本理念・基本方針

第1節 史跡池上曾根遺跡保存活用計画の基本理念

池上曾根遺跡は、発見から史跡指定、史跡公園の開園、そして現在に至るまで、地元住民を中心に、多くの人びとの関わりによって、守り伝えられてきた。この貴重な史跡池上曾根遺跡をさらに未来へと継承していく責務がある。

その基本理念は1989(平成元)年度に策定された『史跡池上曾根遺跡整備基本構想』(P45参照)に「国指定史跡池上曾根遺跡を保存、復元整備するとともに、都市化が進展する地域に広がる歴史公園として都市計画との整合を図り、都市機能の充実に努め、魅力ある史跡公園として多くの人びとに親しまれ活用される計画とする」と示されている。これに基づき現在史跡指定地の約3分の1を整備し、池上曾根史跡公園として市民に親しまれている。

史跡公園に多くの人びとが集い、憩い、そして歴史を学ぶことで、史跡池上曾根遺跡が市民に愛される史跡公園へと育つような保存活用をめざす。また、地域のまちづくりや文化振興、観光事業とも連携を図ることが重要である。あわせて、貴重な本質的価値を多数有する池上曾根遺跡であるが、今なお多くの遺構・遺物が地下に眠っており、これらに対する調査研究の継続も重要である。

以上を踏まえ、史跡の保存活用を図るうえでの基本理念と6つのコンセプトを下記のように整理し、未来に向けて史跡が適切に保存され、史跡への愛着がより一層高まり、地域の宝として市民が誇れる史跡公園として活用される史跡をめざす。

弥生時代のたいなる営みの記憶を伝え
人びとが集う、憩う、学ぶ、そして育つ
池上曾根遺跡



第2節 基本方針

基本理念に基づき、史跡の保存活用を図るため、本質的価値や現状と課題を踏まえ、基本方針を以下のように定める。

1 保存管理

- ・池上曽根遺跡の本質的価値を確実に未来へ継承し、周辺環境を含め適切に保存管理を行う。
- ・池上曽根遺跡の本質的価値の解明に努め、発掘調査や研究等を継続する。

2 活用

- ・池上曽根遺跡の本質的価値や文化財の魅力を広く情報発信し、世代を超えた学習活動の場としての活用を図る。
- ・市民や来訪者が集う場、憩う場としての活用を図り、地域の誇りや愛着が育める環境づくりをめざす。またあわせて観光利用を図る。

3 整備

- ・都市化の進む地域にある史跡公園として、周辺環境に調和するよう適切に管理し、市民・来訪者が利用しやすく、地域の宝となるような整備をめざす。
- ・既存整備を生かしつつ、池上曽根遺跡の魅力を生み出し、持続可能な整備をめざす。

4 運営と体制

- ・史跡を適切かつ効果的に保存活用できるような運営と体制を整える。
- ・史跡の幅広い活用が実現できるよう、文化財関係部局のみならず、関係部局や市民等とも連携した運営と体制の構築をめざす。

第8章 史跡の保存管理

第1節 保存管理の方向性

史跡池上曽根遺跡における保存管理の現状と課題を踏まえて、本質的価値を構成する諸要素等を適切に保存管理していくための方向性を下記のとおりとする。

未来へ確実に継承していくために
適切な保存管理と調査研究に取り組む

第2節 保存管理の方法

史跡の適切な保存管理を進めるにあたり、計画対象範囲を区分する。

地区は史跡指定地内のうち国道及び府道の道路用地を除く史跡公園整備地区（既整備地を含む）のうち市有地をA-1地区、私有地をA-2地区、国道及び府道B地区、史跡指定地を除く周知の埋蔵文化財包蔵地をC地区とする。

遺構の保存、景観保全に向けた地区別の保存管理の方法を表8-2のように設定する。

表 8-1 地区区分

地区区分		概要
史跡指定地内	A-1 地区 (市有地)	<ul style="list-style-type: none"> ● 史跡公園整備地区（第1期整備区域及び未整備区域） ・ 本質的価値の構成要素が集中しているため、確実に保存を図るべき地区
	A-2 地区 (私有地)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 既発掘調査地と未発掘調査地が混在する ・ 既整備地及び未整備地が混在する ・ 今なお地下に遺構、遺物が良好に遺存している
	B 地区	<ul style="list-style-type: none"> ● 国道及び府道 ・ 本質的価値の構成要素が集中しているため、確実に保存を図るべき地区 ・ 既調査地であるが、遺構が嚴重に保存されている
史跡指定地外	C 地区	<ul style="list-style-type: none"> ● 史跡指定地外であるが埋蔵文化財包蔵地である地区 ・ 史跡隣接地は将来追加指定の必要があり、調査の必要がある ・ 今後の調査により範囲が変更になる可能性がある

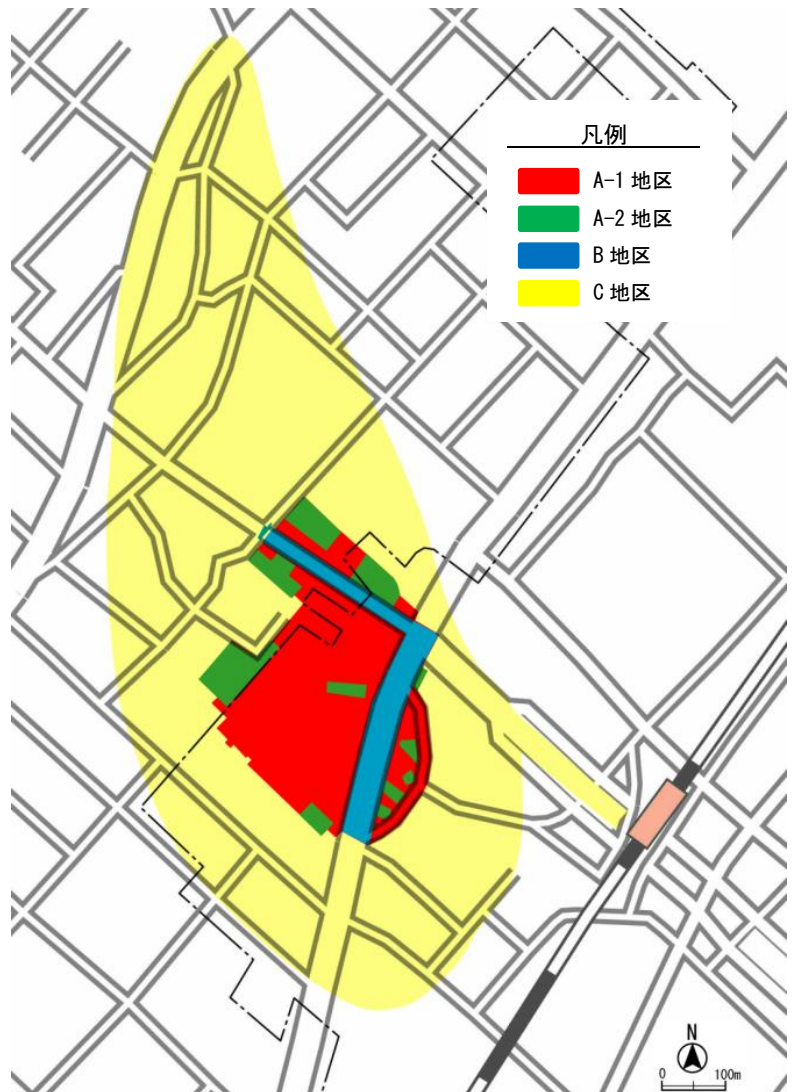


図 8-1 地区区分図

表 8-2 保存管理の方法

	A-1 地区	A-2 地区	B 地区	C 地区
本質的価値の保存	<ul style="list-style-type: none"> ・保存環境に関するデータの蓄積や、発掘調査を含めた調査を実施することにより、遺構の全容の把握に取り組み、適切な保存措置を行う ・発掘調査により出土した遺物について研究と報告を行う 			
日常管理	<ul style="list-style-type: none"> ・地下遺構の保全を前提とし、史跡の良好な環境景観の向上に努める 	<ul style="list-style-type: none"> ・土地所有者が自治体との連携や協力のもとで、遺跡の保存を前提とした管理に努める 	<ul style="list-style-type: none"> ・道路下に保存されている遺構については、保護措置がなされているので、現状維持に努める ・道路の維持管理に必要な行為を行う場合にも、周辺環境に配慮し、遺構に影響を与えない範囲で行う ・周辺環境に配慮し、日常的な管理を行う 	<ul style="list-style-type: none"> ・土地所有者が、日常的な管理を行う
	<ul style="list-style-type: none"> ・維持管理の体制・方法を見直し、より低コストかつ効率的に行えるよう検討する ・整備が完了した区域について使用有料化や管理委託等についても検討する 		<ul style="list-style-type: none"> ・出土遺物については、大阪府及び和泉市、泉大津市において、種類や状態に応じて適切な保存・修理・収蔵に取り組む 	
現状変更	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として現状変更を認めない。ただし、保存管理・活用を目的とした調査・整備や公益上必要なものについては、遺構に影響のない範囲で許可する場合もある ・上記を満たしている場合で、土地の掘削を伴う行為が必要な場合は、土地所有者と市教委もしくは府教委・文化庁と事前協議を行う ・遺構に影響を及ぼす現状変更の行為に対しては、発掘調査を実施し、その成果に基づき遺構の保存に取り組む 			<ul style="list-style-type: none"> ・現状変更に関する届け出は不要である。ただし、掘削を伴う工事については、文化財保護法による届出が必要である
復旧	<ul style="list-style-type: none"> ・損傷等が確認された場合は、記録を行い、適切な修理や復旧に取り組む 			<ul style="list-style-type: none"> ・土地所有者が適切な修理や復旧に取り組む

第 3 節 現状変更及び保存に影響を及ぼす行為の取り扱い方針及び取り扱い基準

史跡指定地において、現状を変更し、もしくはその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化財保護法第 125 条の規定により、文化庁長官の許可を得なければならない。ただし現状変更については、維持の措置、または非常災害のために必要な応急処置をとる場合、保存に影響を及ぼす行為について影響が軽微である場合は、この限りではないとされており、文化財保護法施行令第 5 条の規定に基づき、和泉市もしくは泉大津市が許可に係る事務を行う。

また、2019（平成 31）年 4 月 1 日に文化財保護法及び文化財保護法施行令の一部が改正され（文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律、文化財保護法施行令等の一部を改正する法律）、保存活用計画が国の認定を受ければ、許可を事後の届出とする等手続きの弾力化が図られるようになった。

これらを踏まえ、現状変更及び保存に影響を及ぼす行為に関する取り扱い基準を定める。

1 基本方針

史跡指定地（A-1 地区、A-2 地区、B 地区）では、地下に埋蔵されている遺構を確実に保存するため、調査研究や活用を目的とした発掘調査及び整備といった史跡の保存活用のための行為以外は、原則として現状変更を認めないものとする。

ただし、公益上必要な行為については、本質的価値が損なわれない範囲で許可する場合もあり、上記の場合と合わせて、これらの行為を実施する場合は、遺構保全に努めなければならない。

C 地区は指定地外であるが埋蔵文化財包蔵地内であるため、地区内で掘削を伴う工事を実施する場合は、文化財保護法第 93 条及び第 94 条に基づき、工事着工 60 日前までに届出しなければならない。遺跡に影響を及ぼす恐れがある場合は、工事着工前に発掘調査が必要になるため、施工主は和泉市もしくは泉大津市と協議を行わなければならない。

2 現状変更の取扱基準

(1)文化庁長官の許可が必要な行為

現状変更の取扱にあたり、史跡指定地である A-1 地区、A-2 地区、B 地区については、現状変更の取扱方針に則り、表 8-3 の現状変更取扱基準に従うこととする。

表 8-3 現状変更取扱基準

現状変更の内容		A-1 地区	A-2 地区	B 地区
基本的な方針		地下に埋蔵されている遺構を確実に保存するため、調査研究や活用を目的とした発掘調査及び整備といった史跡の保存活用のための行為は認める それ以外については、公益上必要な行為を除き、原則として、現状変更行為は認めない 現状変更等の必要が生じた場合は、土地所有者と市教委もしくは府教委・文化庁と十分に事前協議を行い、史跡の保存に影響を及ぼさないこと、史跡景観に調和したものとすることに留意する		
建築物	新築	史跡の保存活用に伴う行為については、整備計画に則ったもの限り認める。ただし掘削を伴う場合は遺構等への影響が最小限となるよう配慮するものとする		既存建築物について、公益上必要な行為に限り、遺構等に影響を及ぼさず、史跡の景観を損なわない範囲で認める
	増改築	史跡の保存活用に伴う行為については、整備計画に則ったもの限り認める。ただし掘削を伴う場合は遺構等への影響が最小限となるよう配慮するものとする	保存活用に則ったもの以外は、原則現状変更は認めない	
	移築			
	撤去	本質的価値に関わらず、史跡の保護に不要な建築物については認める。ただし掘削を伴う場合は、遺構等への影響が最小限となるよう配慮するものとする		
	修理・修繕	遺構等に影響を及ぼさず、史跡の景観を損なわない範囲での修理・修繕は認める	市民生活に影響するものについては、遺構等に影響を及ぼさず、史跡の景観を損なわない範囲での修理・修繕は認める	
工作物	新築	史跡の保存活用に伴う行為であり、整備計画に則ったもの限り、遺構等への影響を及ぼさず、史跡の景観を損なわない範囲で認める その他本質的価値に関わらず、史跡の保護に不要な工作物等については、撤去は認め、そのほかの行為は認めない ただし、撤去に際して掘削を伴う場合は遺構等への影響が最小限となるよう配慮するものとする 工作物のうち、法律上の道路の新設は認めない		公益上必要な行為に限り、遺構等への影響を及ぼさず、史跡の景観を損なわない範囲で認める
	増改築			
	移築			
	撤去			
	修理・修繕			
造成	盛土	史跡の保存活用に伴う行為については、整備計画に則ったもの限り認める ただし遺構等への影響が最小限となるよう配慮するものとする		既存部分と同様、遺構等の保護に十分な厚さの保護層を確保しているもの限り認める
	切土	史跡の保存活用に伴う行為については、整備計画に則ったもの限り認める ただし弥生時代の遺構等への影響があるものは認めない		既存部分と同様、遺構等の保護に十分な厚さの保護層を設けての行為に限り認める
地下埋設物		水管や下水管、ガス管のような公益上必要なもの限り認める ただし遺構等への影響が最小限となるよう配慮するものとする		
木竹	植樹	遺構保護や史跡景観の向上、史跡の活用に資するもの限り、遺構等に影響を及ぼさない範囲で認める		
	伐採・抜根	本質的価値に関わらないものについては、遺構等に影響を及ぼさない範囲で認める		
発掘調査		史跡の保存活用を目的とした発掘調査は認める。ただし適切な範囲・方法を十分に検討して行う		
史跡復元整備等		発掘調査等の成果に基づいたもので、史跡の保存活用を目的とした史跡整備は認める ただし、遺構等への影響が最小限となるように配慮するものとする		
災害復旧		災害の拡大防止や保存のために必要な災害復旧は認める		
その他		上記に当てはまらないものについては、市教育委員会が文化庁や関係機関と協議のうえ、申請の可否について決定する		

(2)市の教育委員会が処理する現状変更等に係る事務

下記に示す、文化財保護法施行令第5条第4項の規定によるイ～トに定められる行為は、文化庁長官に代わり当該地が所在する市教育委員会が処理を行う。許可の可否は、文化庁や大阪府教育庁の指導のもと、各市教育委員会が審査する。

- イ 小規模建築物（階数が二以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であって、建築面積（増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積）が百二十平方メートル以下のものをいう。ロにおいて同じ。）で二年以内の期間を限って設置されるものの新築、増築又は改築
- ロ 小規模建築物の新築、増築又は改築（増築又は改築にあつては、建築の日から五十年を経過していない小規模建築物に係るものに限る。）であつて、指定に係る地域の面積が百五十ヘクタール以上である史跡名勝天然記念物に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八条第一項第一号の第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域又は田園住居地域におけるもの
- ハ 工作物（建築物を除く。以下このハにおいて同じ。）の設置若しくは改修（改修にあつては、設置の日から五十年を経過していない工作物に係るものに限る。）又は道路の舗装若しくは修繕（それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。）
- ニ 法第百十五条第一項（法第百二十条及び第百七十二条第五項において準用する場合を含む。）に規定する史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置又は改修
- ホ 電柱、電線、ガス管、水管、下水道管その他これらに類する工作物の設置又は改修
- ヘ 建築物等の除却（建築又は設置の日から五十年を経過していない建築物等に係るものに限る。）
- ト 木竹の伐採（名勝又は天然記念物の指定に係る木竹については、危険防止のため必要な伐採に限る。）

この他、イベント等を開催する際は、遺構に影響を与えない、周辺の史跡景観との調和を図る、史跡の見学環境に著しい影響を与えない等の条件を付して認める。

(3)許可を要しない行為

文化財保護法第125条第1項ただし書きに規定する「現状変更について維持の措置をとる場合又は非常災害のために必要な応急措置をとる場合」「保存に影響を及ぼす行為については軽微である場合」については、現状変更の許可を要しない。「維持の措置」の範囲については、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則第4条に「史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡、名勝又は天然記念物をその指定当時の原状（指定後において原状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状）に復するとき」「史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するための応急の措置をするとき」「史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡し、かつ当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を撤去するとき」と定められており、き損が生じた場合には文化財保護法第118条の規定により準用する第33条の規定によるき損届を、き損箇所の復旧を行う場合には、第127条の規定による復旧届を文化庁長官に提出する必要がある。

また、「保存に影響を及ぼす行為については軽微である場合」の範囲については、史跡の日常的な維持管理にともなう行為や史跡内の既存施設や工作物の維持管理のための行為とし、史跡の土地自体に影響しないものとする。

なお、これらの行為に該当するか否かは、文化庁や大阪府教育庁の指導のもと、当該市が所在する市教育委員会が判断する。

また、C地区においては、史跡指定地外であるため現状変更等の許可は要しない。ただし、文化財保護法第93条及び第94条に関する手続きは必要である。

表 8-4 現状変更申請区分

許可の有無及び許可者	許可申請区分	申請者	内容	その他留意点
文化庁	現状変更の許可が必要な行為	土地所有者等	下記以外の行為	<ul style="list-style-type: none"> ・現状変更を計画する場合、事前に当該地の市教育委員会と協議、調整すること ・『特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則』に基づく申請書を提出すること
和泉市教育委員会 もしくは 泉大津市教育委員会	文化財保護法施行令第5条第4項の規定による行為	土地所有者等	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模建築物の新築、増改築 ・工作物の設置もしくは改修 ・道路の舗装もしくは修繕 ・史跡の管理に必要な施設の設置又は改修 ・電柱、電線、ガス管、水管、下水道管そのほかこれに類する工作物の設置又は改修 ・建築物（50年以内）等の除却 ・木竹の伐採 ・イベントに伴う仮設物の設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・現状変更を計画する場合、事前に当該地の市教育委員会と協議、調整すること ・『特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則』に基づく申請書を提出すること
許可申請不要	維持の措置又は非常災害のために応急措置を執る場合史跡への影響が軽微な行為	—	<ul style="list-style-type: none"> ・き損し、又は衰亡している場合で史跡に影響なく原状に復するとき ・き損し、又は衰亡している場合で、き損又は衰亡の拡大を防止する応急措置をするとき ・き損し、又は衰亡している場合で復旧が明らかに不可能で当該部分を撤去するとき ・史跡の日常的な維持管理（樹木剪定、抜根を伴わない倒木除去、枝払い、下草刈り等） ・既存施設や工作物の維持管理行為 	<ul style="list-style-type: none"> ・可能な限り史跡への影響がないように配慮すること ・き損が生じた場合はき損届を、き損部分を復旧する場合は復旧届を文化庁長官に提出すること ・史跡の土地自体に影響しないものとする

第4節 発掘調査及び研究の方針

1 計画的な発掘調査

整備のための情報を得るため、和泉市、泉大津市が共同で史跡地内の発掘調査を継続的に実施するとともに、過去の調査の成果を再整理し、その結果を定期的に情報発信する。

2 弥生時代の研究拠点

池上曾根遺跡の学術的価値を高め、保存活用の幅を広げるためには調査研究は欠かすことができない。調査研究をより深化するため、大学等高等教育機関・研究機関と連携し、和泉市、泉大津市、大阪府、大阪府立弥生文化博物館による学術的な文化財調査と研究を継続的に実施し、弥生時代の研究拠点としての活用を推進していく。

第5節 公有化と追加指定の方針

1 史跡の公有化

1975（昭和50）年以降、史跡指定地の公有化を進めている。現在、公有化が必要な土地に関して、和泉市で91.9%、泉大津市で63.6%、史跡指定地全体として86.8%が公有化された。今後も継続して公有化を進め100%をめざす。ただし、現状で土地利用している土地所有者の意向も尊重し、理解と協力を得ながら公有化までの間は適切に保存を図るものとする。

2 追加指定

現在、環濠の巡る範囲を中心とした約11.5haが史跡指定されているが、発掘調査により史跡指定地外にも居住域が広がり、その外側には墓域が広がっていることが判明している。また水田域が発見される可能性がある。史跡指定地外であるC地区において新たに重要な調査成果が出た場合には、追加指定を行う。

第9章 史跡の活用

第1節 活用の方向性

史跡池上曽根遺跡における活用の現状と課題を踏まえて、一層の活用を図るための方向性を下記のとおりとする。

市街地にある史跡という利点を生かし
地域の誇りと魅力を育む活用をめざす

第2節 活用の方法

1 本質的価値を伝えるための活用

史跡池上曽根遺跡は弥生時代について理解するうえで、非常に重要な遺跡である。これまで、池上曽根遺跡の本質的価値を伝えるために、弥生情報館・弥生学習館・大阪府立弥生文化博物館といった博物館施設等の設置や、発掘調査の成果による復元整備に取り組み、文化財的価値を向上させてきた。史跡池上曽根遺跡の価値を地域の人びとが正しく知ることで、池上曽根遺跡が地域の誇りとなり、また地域のアイデンティティとなる。また来訪者に池上曽根遺跡についての歴史的意義等を広く周知することは、地域の人びとの文化的成熟度を高めることにもつながる。

一方、アンケート結果によれば、弥生時代の史跡と知っている来訪者は全体の46.6%と半数に満たず、池上曽根遺跡の本質的価値を十分に伝えることができていないことが浮き彫りとなった。これは、第6章第3節で課題としているように、開園以来大きな整備が実施されておらず、利用者の声が反映されていないことも一因であると考えられる。

地域の誇りと魅力を育み、来訪者が利用しやすい史跡公園とするため、利用者の声を反映した既存施設等の再整備と新たな調査研究の成果に基づく展示内容のリニューアル等を実施する。このため第1期整備の再整備計画を2021（令和3）年に策定し、既存施設のさらなる充実を図る。

遺跡の認知度を高める活用として、恒常的で積極的な情報発信を行い、地域の人びとが池上曽根遺跡の本質的価値について容易に知ることができるようにする。具体的には市の広報紙で定期的に池上曽根遺跡の情報を掲載するほか、地域メディアへの情報提供、SNS等を活用した情報発信等を実施し、史跡池上曽根遺跡の価値を広く広報する。

2 生涯学習の場としての活用

アンケート結果によると、地域の人びとが池上曽根史跡公園に求めるものは「歴史を感じられる文化財を活用した公園」となっている。地域の歴史を学びたいという意欲が現れており、それに対して学びの場としての機能が十分でないこともうかがえる。今後は、地域の人びとが生涯にわたって豊かに暮らしていくための魅力ある学習の場の提供を進めていく。

社会教育を進めるうえでは、各種文化財講座や講演会等の開催により、池上曽根遺跡について学び、ひいては地域の歴史に触れることができる学びの意欲を満たす場を創出する。また池上曽根遺跡をはじめとする地域の歴史への関心がさらに拡大するような学びの循環を生みだすことをめざす。

学校教育の分野においては地域の歴史学習の推進のために、小学校の校外学習や遠足等の受け入れを促進し、復元建物を利用した弥生時代の体験やものづくり体験等、子どもたちが本物の遺跡や文化財に触れながら学習に取り組む機会を創出する。地域に根付いた活用とするため、和泉市、泉大津市の小学校に通う児童は、学校教育の中で一度は訪れる場所となることを目標とする。また、小中学生を対象とした講座や、高校・大学生を対象とした講座等を実施し、より深く学びたい児童・生徒らに学びの場を提供し、地域の歴史や池上曽根遺跡への関心を高める。

3 まちづくりを推進し、地域活動の場として広場機能を活用

史跡公園は、市街地が広がる地域にあって、貴重なオープンスペースとなっている。このスペースを、来訪者の実態・ニーズを踏まえながら、整備、活用を進めることが重要である。

豊かな緑あふれる環境に来訪者が集い、憩い、遊びやスポーツに興じることは、池上曾根遺跡を核とした人びとのつながりを生み出す。このつながりを強化することで、魅力あるまちづくりを実現し、地域社会の活性化につなげるため、和泉市、泉大津市の都市計画関連部局と連携した活用の検討を進める。特に子育て世代が集い、憩う場となるよう、未就学児の親子と一緒に楽しめるイベントや体験学習等の開催等を実施するほか、来訪者のニーズにある飲食物を販売するような移動販売等の誘致を行うことで、長時間くつろぐことができる史跡公園をめざす。これにより、池上曾根遺跡への愛着を高め、史跡の保存へとつなげていく。

また、市民の安全・安心で快適な暮らしを支えるため、広さと立地を生かした防災訓練の場としての活用や災害時の避難場所として地域防災計画等への位置づけの検討を和泉市、泉大津市の危機管理部局と連携して行う。

4 観光資源としての活用

和泉市、泉大津市のHP などにおいて、観光資源の一つとして取り上げられてはいるが、その価値が十分に生かしきれていない。そのため今後はより一層観光資源としての視点を持ち、和泉市、泉大津市の観光関連部局との連携を強化しながらPR 事業を展開していく。

史跡池上曾根遺跡を訪れたいと思わせる仕掛けづくりは重要である。この場所に来ないと味わえない空間の創出、歴史や考古学をモチーフとしたイベントの開催、オリジナル商品や書籍の製作等、特別感を高める演出を検討する。遺跡の情報はインターネット や SNS など適切に発信し、遠方からでも池上曾根遺跡の魅力を知り、訪れたいと思わせる史跡公園をめざす。地域振興の一翼を担う活用をすすめるため、和泉市、泉大津市の他の文化財はもちろんのこと、泉州地域の他の市町村、特に世界遺産「百舌鳥・古市古墳群」を有する堺市等と連携を強化し、文化財を巡回する観光ルートなどを設定する。

また、他部局や民間企業等が実施するサイクルツーリズムやウォーキングイベントの際の立ち寄り場所に設定する等、連携を進めていく。



写真 9-1 弥生学習館ふれあいまつり



写真 9-2 弥生学習館ふれあいまつり



写真 9-3 稲作体験



写真 9-4 史跡指定 40 周年式典

第10章 史跡の整備

第1節 整備の方向性

史跡池上曾根遺跡の保存活用の基本方針に基づき、かつ、整備の現状と課題を踏まえて、史跡の整備の方向性を下記のとおりとする。

既存の整備を生かしながら
市街化が進む周辺環境と調和した史跡公園と
なるよう整備を進める

第2節 整備の方法

第4章で記したとおり整備事業を進めてきたが、基本設計の改訂（2008（平成20）年）からさらに10年以上の年月が経ち（P52 参照）、当時とは社会情勢等状況は大きく変化している。

基本理念に掲げた、「弥生時代の大きい営みの記憶を伝え、人びとが集う、憩う、学ぶ、そして育つ池上曾根遺跡」をめざし、池上曾根遺跡を取り巻く環境や社会情勢の変化、新たに創出された本質的価値を加味して、基本設計を見直し、市街化が進む周辺環境と調和した史跡公園となるような整備を進めていく。

また、2026（令和8）年には、史跡指定50周年、史跡公園開園25周年を迎える。この節目の年に向け、史跡公園のリニューアル・オープンすることをめざし、第2期整備と既整備地の再整備を進めていく。

以上を踏まえ、整備の方法について検討する。

1 確実に保存するための整備

①埋蔵されている文化財の保存

既整備地について、遺構保存のため50～100 cmの盛土が施されている。新規に整備する土地についても、地中に埋蔵する遺構・遺物を確実に保存していくために、これまで同様、盛土で養生するなど遺構面の保護策を講じる。そのうえで、地下に埋蔵されている遺構等について示す解説板等を設置する。

②出土遺物の保存管理

各調査担当自治体ごとに出土遺物が分散された状態で保存・管理されている。これらを一体的に保存・管理でき、調査研究できる施設や体制の整備を検討する。

③防犯対策の強化

史跡指定地内への不法投棄が多く、また史跡公園には24時間自由に入出りできるため、夜間に設備等が破損される事例がみられる。そのため、防犯対策の強化のために防犯カメラの設置、夜間の閉鎖等を検討する。

2 既存施設を活用するための整備

① 再整備計画の策定

既整備地を今後も適切に保存活用していくため、2021（令和3）年度に再整備計画を策定し、それに基づき2022（令和4）年度以降、既整備地の再整備を進める。

②復元施設

第1期整備では池上曾根遺跡をリアルに体感できるように、可能な限り自然素材を用い、弥生時代の手法で復元したが、耐久性に欠け、経年劣化や災害等によるき損が目立ってきた。再整備にあたっては、消火栓等の防災設備の設置、耐震化を検討するとともに、史跡公園の景観や環境等に配慮した恒久的な管理が可能な素材や手法の検討を行う。

特に、竪穴住居2棟は、柱が細り垂木の根元が腐食するなど、非常に危険な状態にある。これらについては、再整備計画策定後、最優先で修繕を実施する。その後、大型掘立柱建物の屋根葺き替え、環濠の舗装改修、祭祀遺構の修繕等を実施する。これらの実施年度については、再整備計画策定時に検討す

る。

② 施設

弥生情報館 築 20 年程経ち、雨漏りに加え、随所に経年劣化によるき損がみられ、非常に危険な状態である。2023（令和 5）年度の大規模改修をめざす。その際にガイダンス機能を強化する整備を検討する。

弥生学習館 築 20 年程経ち、雨漏りがみられるほか、ウッドデッキの劣化が激しい。2023（令和 5）年度に大規模改修を実施する。また、活用の幅を広げるための機能拡張についても検討する。

その他の施設 レストスペースとしての機能をもった施設を整備する。

④設備・工作物

再整備計画に基づき、順次修繕をしていく。素材や工法等については、持続可能で管理が容易なものを検討する。

また、夜間の施設管理に問題があることから安全対策や防犯対策として防犯カメラの設置や保護柵の設置等、安全かつ効率的に管理できるような設備を検討する。

⑤デジタルコンテンツの整備

池上曾根遺跡及び弥生時代をより身近に、よりリアルに体感できるように、AR や VR 等のデジタルコンテンツを整備する。

3 新しい史跡公園に向けての整備

①第 2 期整備エリア

公有地化された第 2 期整備エリアの一部について、今後より広く活用を図るとともに、日常管理をしやすくするために、2025（令和 7）年までに仮整備として造成工事を実施し、整備完了までの期間は多目的広場として活用を図る。基本設計では、第 2 期整備エリアについても復元建物を整備する計画であるが、これまでの研究の成果や現在の財政状況などを考慮して再検討する。また、私有地の公有化を進める。

②第 3 期整備エリア

整備に伴う継続的な発掘調査を実施する。発掘調査は 2022（令和 4）年度から 5 ヶ年で実施することとし、それ以降は調査成果等により調査の継続や整備について検討していく。また、私有地の公有化を進める。

③設備

管理のための設備や案内板等の設備の設置を検討する。案内板等は、史跡公園全体として統一感のあるデザインや内容とし、インターネットの活用や AR、VR の活用を検討する。

④施設

史跡地全体の整備を実施していくうえで、史跡公園に長時間滞在してもらうためには、レストスペースや東屋の存在が重要であるが、現状の施設では不十分である。第 2 期整備エリアにおいて管理上の安全性や利便性を重視しつつ、史跡公園になじむデザインのレストスペースや東屋の設置を検討する。

⑤植栽

芝生やグランドカバープランツを植栽するなど環境整備を実施する。

⑥防災

景観に配慮したデザインを前提とした防災トイレやかまどベンチ、ソーラー発電ができる設備の設置等を検討し、防災機能を備えた整備を行う。また、史跡指定地内に残る農業用の井戸を防災用に活用することを検討する。

4 史跡へのアクセスを高めるための整備

①情報発信ツールの整備

両市がホームページ等で公開している池上曾根遺跡の紹介ページは、文字情報が多く読みにくいため、誰がみてもわかりやすいような構成に見直す。また、SNS 等を活用するといった、インターネットを活用した情報発信を実施する。

②動線

指定地内を走る国道や府道に加え、史跡指定地と大阪府立弥生文化博物館の間には未指定地(私有地)があることにより、史跡指定地及び史跡公園、弥生学習館、大阪府立弥生文化博物館が分断され、三者の一体的な活用が課題となっている。国道や府道、最寄り駅からのアクセスの整備と、未指定地の追加指定もしくは取得をめざし、史跡公園、弥生学習館、大阪府立弥生文化博物館を一体的かつ効果的に活用できるよう、動線整備を検討する。

動線整備の一環として、3施設をつなぐための案内板の設置やレンタサイクルの設置を検討する。また、国道・府道や最寄り駅から3施設へ呼び込むために、案内板を設置する。

③駐車場・駐輪場

国道や府道に面していながら、駐車場がなく、イベント等の際には多目的広場を駐車スペースとして利用しているのが現状である。公共交通機関の利用促進とともに、遠方からの来園者や国道26号の利用者を呼び込むため史跡周辺にある既存の駐車場の有効活用を検討する。また、バイクや自転車での来園者のために駐輪場を整備する。



図 10-1 時期別整備エリア図

第11章 史跡の運営と体制

第1節 運営と体制の方向性

史跡池上曽根遺跡における運営と体制の現状と課題等を踏まえて、運営と体制の方向性を下記のとおりとする。

池上曽根遺跡に関わる行政機関と地域との連携をさらに深めた運営と体制の構築をめざす

第2節 運営と体制の方法

これまで和泉市教育委員会、泉大津市教育委員会では連携を図りつつ事業を実施してきたが、史跡池上曽根遺跡に関わる施設の運営については、それぞれが独立して進めてきた。今後はより一層連携を強め、協力体制をとりながら史跡の保存活用を推進していかねばならない。そのためには文化庁、大阪府教育庁文化財保護課の指導・助言を受けながら、大阪府立弥生文化博物館や他の関係部局、関係機関との連携を強化し、協同で事業を進める新しい体制を構築していく必要がある。関連する機関や団体等と相関関係について、図11-1に示す。

1 文化財行政に関わる機関の運営と体制

和泉市教育委員会と泉大津市教育委員会が、文化庁・大阪府教育庁の指導・助言を得ながら、保存活用の促進、現状変更の事務処理等に対応する。史跡池上曽根遺跡の保存活用に関する事業の実施等について効果的な運営ができるよう、和泉市教育委員会、泉大津市教育委員会、大阪府教育庁等の関係機関が定期的に協議する場を設ける。

埋蔵文化財の調査や保存活用を担う専門職員の育成等、文化財部局の体制の充実に努め、継続した保存活用ができる体制を整える。また関係部局・関係機関との連携を強化しながら適切な運営を進める。

2 関係部局・関係機関との連携

史跡池上曽根遺跡の価値について、保存活用を促進するため、必要に応じて両市の広報担当課等の関係部局と連携して広く情報を発信する。また、財政部局とは整備や運用について認識の共有を図る。

関係機関とは情報共有や協議を行い、池上曽根遺跡を保存活用するための連携の強化をめざす。また、大学等の研究機関や専門家とのネットワークを強化し、より高いレベルの保存活用に関する事業を実施できる体制の構築に努める。

3 地域や民間事業者との連携

史跡池上曽根遺跡を効果的に保存活用していくためには、史跡指定地の所有者及び周辺に暮らす人びと、史跡地内を利用する人びとの理解と協力が不可欠である。史跡池上曽根遺跡が地域の宝であるという認識の共有を深めるとともに、ボランティアとの連携を進め、新しい協働体制の構築や既体制の充実を図る。

また、運営に関しては民間事業者の力を活用するために、どのような手法が適切か調査を進め、一部管理委託や指定管理者制度などの導入を検討する。

池上曾根遺跡に関わる行政機関等

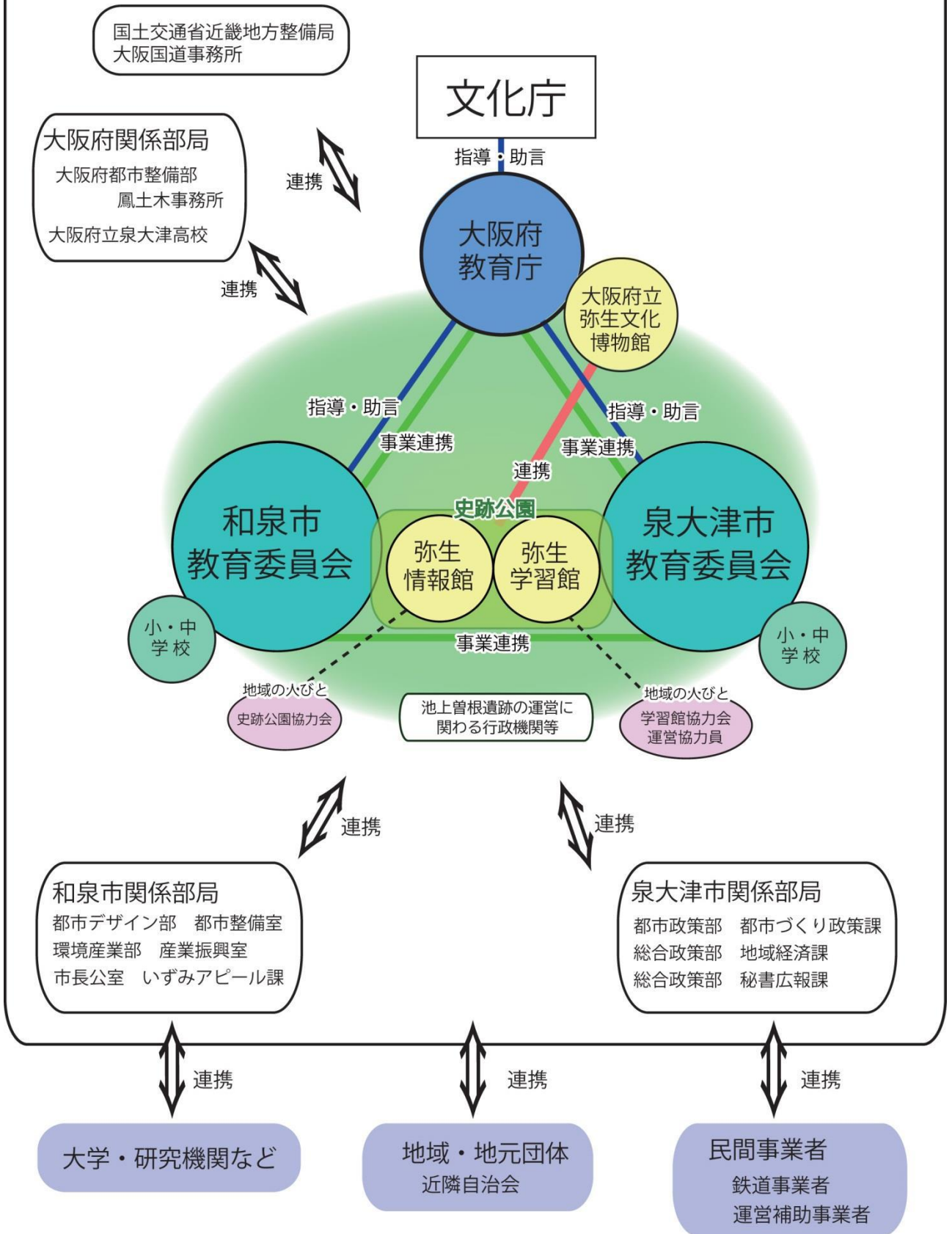


図 11-1 運営と体制

第12章 実施計画の策定・実施

第1節 史跡池上曾根遺跡の目指す姿と施策の関係性

本史跡保存活用計画で定めた基本理念と、「保存管理」、「活用」、「整備」、「運営と体制」で定めた方向性と実現するための方法の関係性について示す。

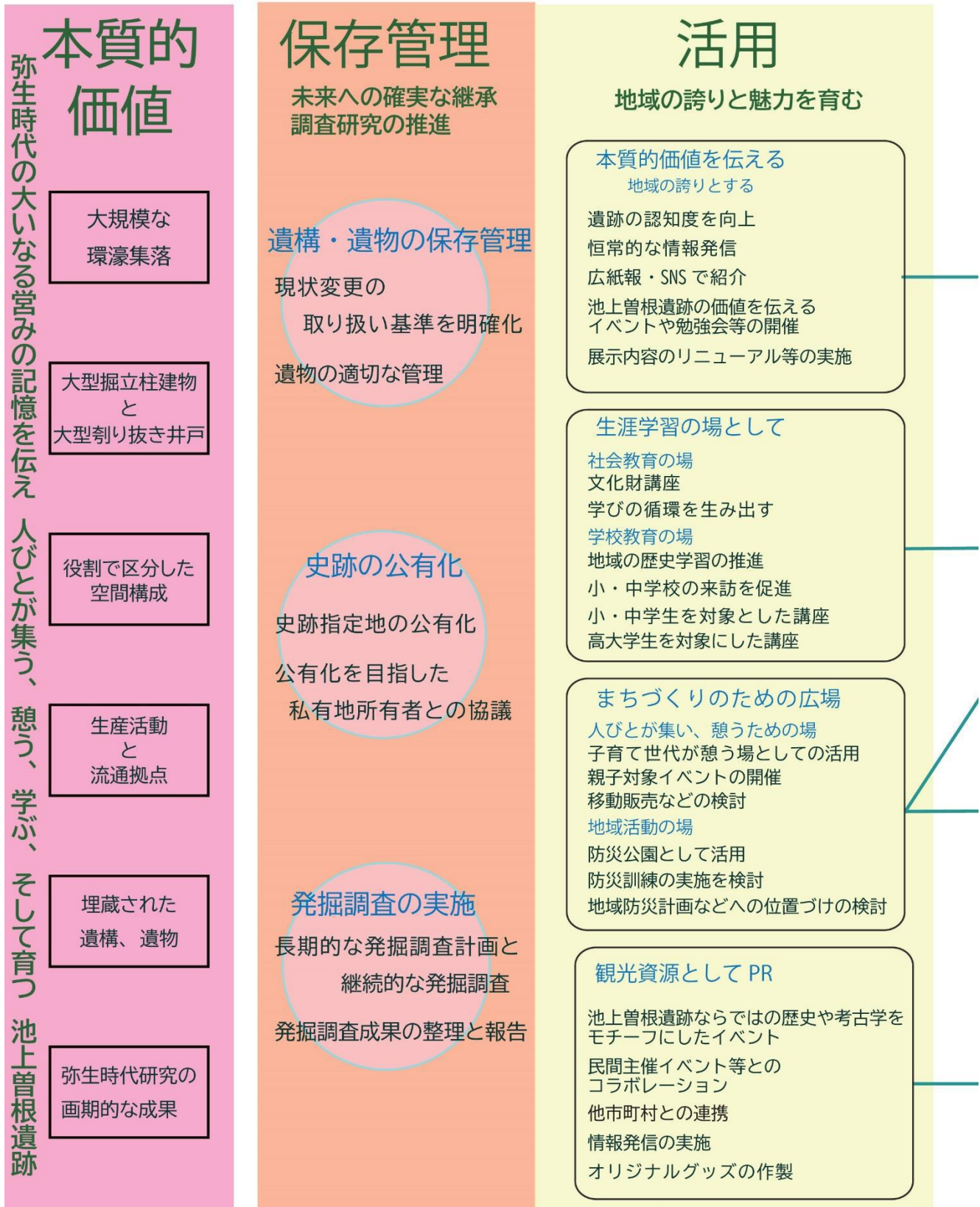


図 12-1 史跡池上曾根遺跡のめざす姿と施策の実施

整備

市街化が進む周辺環境と
調和した史跡公園

確実に保存するための整備

- 埋蔵されている文化財の保存
- 出土遺物の保存管理
- 防犯対策の強化
- 防犯カメラ等の設置
- 夜間閉鎖の検討

既存施設を活用するための整備

- 再整備計画の策定
- 弥生情報館の大規模改修
- 弥生学習館の大規模改修
- 復元建物等の修繕
- 設備・工作物等の修繕
- デジタルコンテンツの整備

新しい史跡公園に向けての整備

- 基本設計の見直し
- 第2・3期エリアの仮整備
- 設備等の整備
- レストスペースの確保
- 植栽の整理
- 防災のための整備

アクセスを高めるための整備

- 情報発信ツールの整備
- 3館を周遊するための動線の整備、利便性の確保
- 駅からの動線整備
- 駐車場・駐輪場の検討
- 周辺の既存駐車場の有効活用の検討

運営

行政と地域が連携した運営体制を構築

文化財行政機関が連携する体制 (和泉市・泉大津市 + 大阪府)

- 文化財行政機関等が協議を行う場を設置
- 連携事業の実施
- 適切な保存活用のための体制を整える
- 専門職員の育成

関係部局・関係機関との連携

- 広報担当部局との協議
- 財政部局との認識の共有
- 関係機関との連携強化
- 大学などの研究機関との連携

地域や民間事業者との連携

- 地域との関係強化
- ボランティアとの連携と新しい協働体制の構築
- 民間事業者との連携
- 指定管理者制度などの導入の検討

第2節 実施計画の策定・実施の期間

本史跡保存活用計画で定めた基本理念と、「保存管理」、「活用」、「整備」、「運営と体制」で定めた方向性を具体的 to 実施するため、実施の大きな計画を示す。

期間については、2021（令和3）年度から2030（令和12）年度までの10年間を計画の実施期間とし、前期を2021（令和3）年度から2025（令和7）年度、後期を2026（令和8）年度から2030（令和12）年度と分け、実施計画を示す。前期の最終年度には、本計画の検証を実施し、後期の事業に反映させる。後期の最終年度には、本計画の見直しを実施する。

1 前期

2026（令和8）年度に迎える史跡指定50周年、史跡公園開園25周年という節目の年に史跡公園のリニューアルオープンの実施をめざして、本計画策定後の2021（令和3）年度から2025（令和7）年度までに実施するものを前期とする。

保存管理のための取組み

史跡地内の計画的な発掘調査と調査成果の研究・報告を和泉市、泉大津市合同で実施する。また、継続的に史跡指定地の公有化を進める。

活用のための取組み

2021（令和3）年に史跡指定45周年を記念するイベントの実施をはじめ、5周年毎に周年イベントを実施する。池上曾根遺跡の認知度を向上させるための情報発信を実施する。地域の生涯学習を推進するため、社会教育の場として社会人対象の文化財講座だけでなく、より深く学びたい高校・大学生や小・中学生を対象とした講座も実施する。また地域学習の一環として、小・中学生を対象とした池上曾根遺跡の来訪促進事業を推進する。

人びとが長時間滞在できるように、利便施設の機能拡張や、民間事業者による移動販売等の活用を検討し、人びとが集い、憩うための広場としての機能を充実させる。

考古学や弥生時代をモチーフにしたイベントの実施や、民間事業者や鉄道事業者が実施するイベント等と積極的にコラボレーションし、池上曾根遺跡の存在感を高める。そのため、駅にPRのためのチラシやパンフレットを配架する等、広報活動を展開する。

整備のための取組み

2021（令和3）年度に再整備計画を策定し、2026（令和8）年度のリニューアル・オープンに向けて既整備施設等を順次修繕を行う。また再整備計画策定において、その後に実施する修繕や点検等について具体的なスケジュールを作成する。

全体が目標とする基本設計は、策定時から年月が経過し、現在の状況にそぐわない部分があることから設計の見直しを実施する。新たな復元整備については、現在の最新技術や考え方に即しデジタル技術等を生かしたバーチャル整備も視野に入れた再検討を行う。この際に、整備実施のスケジュールを作成する。第2期整備エリアについては、仮整備として造成工事を実施する。仮整備の際にグランドカバープランツを植栽する等を実施し、整備完了までの期間は、緑の多い環境の中で地域の人びとが憩うための多目的広場として活用する。

史跡へのアクセスを高めるために、案内看板の設置やデジタルツールの整備を実施する。

運営と体制のための取組み

整備のための発掘調査を実施する際の体制強化のため、専門職員の育成を進め、発掘成果の調査研究を大学や研究機関と共同で実施するための体制を整える。史跡公園の運営については、よりよい保存活用をめざし、運営手法を調査し、民間事業者の手法の導入や指定管理者制度等の活用等を検討する。

これらの事業を円滑に進めるために、和泉市、泉大津市、大阪府等の関係機関が連携を強化し定期的に協議する場を設け、連携して事業を実施していく。

2 後期

2026（令和8）年度から2030（令和12）年度までに実施するものを後期とする。前期で実施した事業を土台とし、さらに基本理念に近づくための事業を実施する。後期の最終年度に本計画の見直しを行ったうえで、2031（令和13）年度に関係機関が連携した周年事業を実施する。

保存管理のための取組み

前期で実施した発掘調査の継続や、調査成果の研究と報告を実施する。
調査で確認された遺構・遺物は、関係機関が役割分担のうえ適切に管理する。
継続的に私有地所有者と協議を重ね史跡指定地の公有化を進める。

活用のための取組み

池上曾根遺跡を地域の人びとの生涯学習の場として生かしていくため、前期で実施した事業について見直しを加えながら継続して実施する。

文化財講座やボランティア講座を発展させ、地域での学びが循環する場を創出する。

防災担当部局と協議を進め、防災公園としての活用を図る。

整備のための取組み

前期で見直した基本設計と再整備計画に基づき、継続的に整備と施設の修繕や点検を行う。
史跡へのアクセスを高めるためにデジタルツールを継続的に整備していく。

運営と体制のための取組み

関係部局との連携を強化する。
地域との関係強化を進めていく。

第3節 実施計画の策定・実施の方法

具体的な整備、再整備についてはほかの事業との関係性や社会状況等を考慮して決定する。

表 12-1 実施計画タイムテーブル(前期)

前期 ~2025(令和7)年度					
目的	2021(令和3)年度	2022(令和4)年度	2023(令和5)年度	2024(令和6)年度	2025(令和7)年度
	史跡指定45周年 史跡公園開園20周年				保存活用計画の検証
保存		発掘調査の実施			
		調査成果の研究と報告			
		史跡の公有地化			
活用	関係機関が連携した 周年イベントの開催				
		文化財講座の実施			
		小・中学校の来訪促進事業の実施			
		親子イベント・講座の実施			
		民間事業者など開催のイベントとのコラボレーション			
整備	再整備計画策定	再整備計画に沿った施設修繕の実施			
		弥生情報館 大規模改修 基本設計	弥生情報館 大規模改修 実施設計・施工	復元施設修繕 竪穴住居	復元施設修繕 祭祀遺構
		弥生学習館 大規模改修 基本設計	弥生学習館 大規模改修 実施設計・施工		
		基本設計の見直し		見直した基本設計等に沿った整備	
		第2期整備エリア 仮整備			
		史跡にアクセスするための案内板等の設置			
		デジタルツール活用のための整備			
運営	三者連携体制の構築(定期的な協議の場の設定)				
	発掘調査の体制を構築				
	関係部局・関係機関との関係強化				
	地域との関係強化				
	指定管理者制度等導入の検討				
	民間事業者のノウハウ活用のための調査				

表 12-2 実施計画タイムテーブル(後期)

後期 ~2030 (令和12年) 年度					
2026(令和8)年度	2027(令和9)年度	2028(令和10)年度	2029(令和11)年度	2030(令和12)年度	2031(令和13)年度
史跡指定50周年 史跡公園開園25周年				保存活用計画の 見直し	史跡指定55周年 史跡公園開園30周年
▶▶▶▶▶					▶▶▶▶▶
▶▶▶▶▶					▶▶▶▶▶
▶▶▶▶▶					▶▶▶▶▶
▶▶▶▶▶					▶▶▶▶▶
▶▶▶▶▶					▶▶▶▶▶
関係機関が連携した 周年イベントの開催					関係機関が連携した 周年イベントの開催
▶▶▶▶▶					▶▶▶▶▶
▶▶▶▶▶					▶▶▶▶▶
▶▶▶▶▶					▶▶▶▶▶
▶▶▶▶▶					▶▶▶▶▶
▶▶▶▶▶					▶▶▶▶▶
▶▶▶▶▶					▶▶▶▶▶
▶▶▶▶▶					▶▶▶▶▶
▶▶▶▶▶					▶▶▶▶▶
▶▶▶▶▶					▶▶▶▶▶
▶▶▶▶▶					▶▶▶▶▶
▶▶▶▶▶					▶▶▶▶▶
生涯学習の場としての活用 学びの循環を生み出す事業の実施					▶▶▶▶▶
防災公園としての活用					▶▶▶▶▶
▶▶▶▶▶					▶▶▶▶▶
▶▶▶▶▶					▶▶▶▶▶
史跡公園 リニューアル・ オープン	復元施設等の定期点検の実施				▶▶▶▶▶
▶▶▶▶▶					▶▶▶▶▶
▶▶▶▶▶					▶▶▶▶▶
▶▶▶▶▶					▶▶▶▶▶
▶▶▶▶▶					▶▶▶▶▶
▶▶▶▶▶					▶▶▶▶▶
▶▶▶▶▶					▶▶▶▶▶
▶▶▶▶▶					▶▶▶▶▶
▶▶▶▶▶					▶▶▶▶▶
▶▶▶▶▶					▶▶▶▶▶
▶▶▶▶▶					▶▶▶▶▶
▶▶▶▶▶					▶▶▶▶▶
指定管理者制度等導入					▶▶▶▶▶

第13章 経過観察

第1節 経過観察の方向性

史跡池上曽根遺跡を適切に保存活用するため、定期的な点検と評価を行う。具体的には実施計画の策定・実施の期間で定めた2026（令和8）年度に経過の点検と評価を実施する。また、施策・事業を実施してすぐに基本理念に寄与するとは限らず、時間をおいて効果を発揮する場合や、単年度では効果がみられなくとも施策・事業の積み重ねで効果が発揮される場合等があることから、長期的な視点で継続的に評価を行うことも検討する。

第2節 経過観察の方法

1 保存管理

史跡池上曽根遺跡の価値を保存するために、本質的価値を構成する要素や、本質的価値を補完する重要な要素については、保存状態の把握と老朽化、破損等についての定期的な点検を実施する。

2 活用

史跡池上曽根遺跡の本質的価値を広く周知するための取組みを進めるとともに、出土遺物の公開や、研究発表等の活動が効果的に実践され、地域活動に生かされているかどうかを定期的に点検・評価する。

3 整備

史跡池上曽根遺跡地内で実施される各種整備事業は、本質的価値を損なわないことや、地下遺構に影響がないこと、景観に配慮する等が当然行われるべきであるが、文化庁、大阪府教育庁から指導・助言を得ながら、これら事業の史跡への影響について点検・評価する。

4 運営と体制

史跡池上曽根遺跡を効果的に保存活用できる運営と体制が和泉市教育委員会、泉大津市教育委員会、大阪府教育庁及び大阪府立弥生文化博物館に整っているか、定期的な協議の場が設けられ有効に機能しているかについて、点検・評価する。

地域との連携のもと、保存活用が進められているかについて点検・評価する。

第3節 効果の確認と展開

第2節の方法で点検・評価した経過観察については和泉市・泉大津市でとりまとめ、情報を共有する。またアンケート調査またはヒアリング調査等を実施し、和泉市・泉大津市が中心となり、有識者等とともに総合的な評価・判断を行い、その内容によっては、事業の見直しや改善を実施するほか、新たな課題、積み残した課題を把握し、PDCAサイクルへ反映する。

資料編

図版提供一覧

	図版名	図版提供	/ 資料所有
	〔第2章〕		
写真 2-7	仏並遺跡 土面	公益財団法人大阪府文化財センター	/ 大阪府教育委員会
	〔第3章〕		
写真 3-2	弥生土器	大阪府立弥生文化博物館	/ 大阪府教育委員会
写真 3-4	方形周溝墓	大阪府教育委員会	
写真 3-13	鑄造に使われた送風管	大阪府立弥生文化博物館	/ 大阪府教育委員会
写真 3-14	漁具 たも・石錘・土錘	大阪府立弥生文化博物館	/ 大阪府教育委員会
写真 3-16	弥生土器	大阪府立弥生文化博物館	/ 大阪府教育委員会
写真 3-17	石器	大阪府立弥生文化博物館	/ 大阪府教育委員会
写真 3-18	装身具	大阪府立弥生文化博物館	/ 大阪府教育委員会
写真 3-19	木製農工具	大阪府立弥生文化博物館	/ 大阪府教育委員会
写真 3-20	鳥形木製品	大阪府立弥生文化博物館	/ 大阪府教育委員会
写真 3-21	絵画土器	大阪府立弥生文化博物館	/ 大阪府教育委員会
写真 3-22	龍が描かれた絵画土器	大阪府立弥生文化博物館	/ 大阪府教育委員会
図 3-7	交錯する各地の遺物	『平成13年春季特別展 弥生都市は語る —環濠からのメッセージ—』掲載図を一部改変	/ 大阪府立弥生文化博物館
	〔第5章〕		
写真 5-24	大阪府立弥生文化博物館	大阪府立弥生文化博物館	

池上曾根遺跡調査報告書一覧

〔1950年代〕

泉大津高等学校地歴部 1954 「和泉市池上弥生式遺跡」『和泉考古学』1

〔1960年代〕

泉大津高等学校地歴部 1961 「和泉市池上弥生式遺跡」『和泉考古学』5（最近の調査による和泉の古代遺跡）

森 浩一ほか 1961 「和泉市池上弥生遺跡」『和泉考古学』5 泉大津高等学校地歴部

大阪府教育委員会 1966 『和泉市池上弥生式遺跡発掘調査概要』

大阪府教育委員会 1967 『和泉市池上弥生式遺跡発掘調査概報』

大阪府教育委員会 1969 『第2 阪和国道予定路線分布・遺跡範囲確認調査概報』

第2 阪和国道内遺跡調査会 1969a 『池上・四ツ池遺跡 I』

第2 阪和国道内遺跡調査会 1969b 『池上・四ツ池遺跡 2』

第2 阪和国道内遺跡調査会 1969c 『池上・四ツ池遺跡 3』

第2 阪和国道内遺跡調査会 1969d 『池上・四ツ池遺跡 4』

第2 阪和国道内遺跡調査会 1969e 『池上・四ツ池遺跡 5』

第2 阪和国道内遺跡調査会 1969f 『池上・四ツ池遺跡 6』

第2 阪和国道内遺跡調査会 1969g 『池上・四ツ池遺跡 7・8』

第2 阪和国道内遺跡調査会 1969h 『池上・四ツ池遺跡 9』

第2 阪和国道内遺跡調査会 1969i 『池上・四ツ池遺跡発掘調査概要 2』

第2 阪和国道内遺跡調査会 1969j 『昭和 43 年度第 2 阪和国道内遺跡発掘調査報告書 1』

〔1970年代〕

第2 阪和国道内遺跡調査会 1970a 『池上・四ツ池遺跡 10・11』

第2 阪和国道内遺跡調査会 1970b 『池上・四ツ池遺跡 12』

第2 阪和国道内遺跡調査会 1970c 『池上・四ツ池遺跡 13』

第2 阪和国道内遺跡調査会 1970d 『池上・四ツ池遺跡 14』

第2 阪和国道内遺跡調査会 1970e 『池上・四ツ池遺跡 15』

第2 阪和国道内遺跡調査会 1970f 『池上・四ツ池遺跡 16』

第2 阪和国道内遺跡調査会 1970g 『池上・四ツ池遺跡出土品展』

第2 阪和国道内遺跡調査会 1970h 『池上・四ツ池 1970』

第2 阪和国道内遺跡調査会 1970i 『昭和 44 年度第 2 阪和国道内遺跡発掘調査報告書 2』

大阪府教育委員会 1971a 『四ツ池・池上遺跡発掘調査概要』

第2 阪和国道内遺跡調査会 1971a 『昭和 45 年度第 2 阪和国道内遺跡発掘調査報告書 3』

第2 阪和国道内遺跡調査会 1971b 『昭和 46 年度第 2 阪和国道内遺跡発掘調査報告書 4』

第2 阪和国道内遺跡調査会 1971c 『池上・四ツ池遺跡 17』

大阪府教育委員会 1973 『池上遺跡発掘調査概要・II』

(財)大阪文化財センター 1973a 『昭和 43・44・45 年度 第 2 阪和国道内遺跡発掘調査報告書 1・2・3』

(財)大阪文化財センター 1973b 『第 2 阪和国道内遺跡出土遺物整理事業報告書 I』

大阪府教育委員会 1974a 『池上遺跡発掘調査概要・III』

大阪府教育委員会 1974b 『池上遺跡調査概要その 1』

(財)大阪文化財センター 1974 『第 2 阪和国道内遺跡出土遺物整理事業報告 2』

大阪府教育委員会 1975a 『池上遺跡調査概要・IV』

大阪府教育委員会 1975b 『池上遺跡発掘調査概要・V』

(財)大阪文化財センター 1975 『第 2 阪和国道内遺跡出土遺物整理事業報告 3』

大阪府教育委員会 1977 『池上遺跡発掘調査概要』

(財)大阪文化財センター 1977 『第 2 阪和国道内遺跡出土遺物整理事業報告 5』

大阪府教育委員会 1978 『池上・曾根遺跡発掘調査概要』

(財)大阪文化財センター 1978a 『第 2 阪和国道内遺跡出土遺物整理事業報告 4』

(財)大阪文化財センター 1978b 『池上遺跡 第 4 分冊の 1 木器編』

(財)大阪文化財センター 1978c 『池上遺跡 第 4 分冊の 2 木器編』

- (財)大阪文化財センター 1978d 『池上遺跡 第3分冊の1 石器編』
- 大阪府教育委員会 1979a 『池上遺跡発掘調査概要』
- 大阪府教育委員会 1979b 『池上遺跡発掘調査概要・X I (第二阪和国道建設に伴う発掘調査)』
- (財)大阪文化財センター 1979a 『池上遺跡 第2分冊 土器編』
- (財)大阪文化財センター 1979b 『池上遺跡 第3分冊の2 石器編』
- 〔1980年代〕
- 大阪府教育委員会 1980 『池上遺跡発掘調査概要・X II』
- (財)大阪文化財センター 1980 『池上・四ツ池遺跡 第6分冊 自然遺物編』
- 仮称池上小学校予定地内遺跡調査会 1980 『池上遺跡－池上小学校建設に伴う発掘調査概要－』
- 大阪府教育委員会 1981 『池上遺跡発掘調査概要・X III』
- 大阪府教育委員会 1982a 『池上・曾根遺跡発掘調査概要・X IV』
- 大阪府教育委員会 1982b 『池上遺跡－遺跡南部における調査－』
- 大阪府教育委員会 1983 『池上・曾根遺跡発掘調査概要X V』
- 和泉市教育委員会 1984 「池上遺跡」『府中遺跡群発掘調査概報IV』
- 大阪府教育委員会 1984 『池上遺跡発掘調査概要・X VI』
- 泉大津市教育委員会 1985 「池上・曾根遺跡」『泉大津市埋蔵文化財発掘調査概報3』(泉大津市文化財調査報告10)
- 和泉市教育委員会 1985 「池上遺跡」『府中遺跡群発掘調査概報V』
- 大阪府教育委員会 1985 『池上遺跡発掘調査概要・X VII』
- 泉大津市教育委員会 1986 「池上・曾根遺跡」『泉大津市埋蔵文化財発掘調査概報4』(泉大津市文化財調査報告12)
- 和泉市教育委員会 1986 「池上遺跡」『府中遺跡群発掘調査概報VI』
- 泉大津市教育委員会 1987 「池上・曾根遺跡」『泉大津市埋蔵文化財発掘調査概報5』(泉大津市文化財調査報告13)
- 和泉市教育委員会 1987 「池上遺跡」『府中遺跡群発掘調査概報VII』
- 大阪府教育委員会 1987 『池上曾根遺跡大溝調査』
- 泉大津市教育委員会 1988 「池上・曾根遺跡」『泉大津市埋蔵文化財発掘調査概報6』(泉大津市文化財調査報告16)
- 和泉市教育委員会 1988 「池上遺跡」『府中遺跡群発掘調査概報VIII』
- 泉大津市教育委員会 1989 「池上・曾根遺跡」『泉大津市埋蔵文化財発掘調査概報7』(泉大津市文化財調査報告18)
- 〔1990年代〕
- 泉大津市教育委員会 1990 「池上・曾根遺跡」『泉大津市埋蔵文化財発掘調査概報8』(泉大津市文化財調査報告20)
- 和泉市教育委員会 1990 「池上曾根遺跡」『府中遺跡群発掘調査概要X』
- 大阪府教育委員会 1990 『史跡池上曾根遺跡発掘調査概要 松ノ浜曾根線建設に伴う発掘調査』
- 泉大津市教育委員会 1991 「池上・曾根遺跡」『泉大津市埋蔵文化財発掘調査概報9』(泉大津市文化財調査報告21)
- 和泉市教育委員会 1991 「池上曾根遺跡」『和泉市埋蔵文化財発掘調査概報1』
- 泉大津市教育委員会 1992 「池上・曾根遺跡」『泉大津市埋蔵文化財発掘調査概報10』(泉大津市文化財調査報告22)
- 和泉市教育委員会 1992 「池上曾根遺跡」『和泉市埋蔵文化財発掘調査概報2』
- 泉大津市教育委員会 1993 「池上曾根遺跡」『泉大津市埋蔵文化財発掘調査概報11』(泉大津市文化財調査報告23)
- 泉大津市教育委員会 1994 「池上・曾根遺跡」『泉大津市埋蔵文化財発掘調査概報12』(泉大津市文化財調査報告24)
- 泉大津市教育委員会 1995 「池上曾根遺跡」『泉大津市埋蔵文化財発掘調査概報13』(泉大津市文化財調査報告25)
- 和泉市教育委員会 1995 「池上曾根遺跡」『和泉市埋蔵文化財発掘調査概報5』
- 泉大津市教育委員会 1996 「池上曾根遺跡」『泉大津市埋蔵文化財発掘調査概報14』(泉大津市文化財調査報告28)
- (財)大阪府文化財調査研究センター・和泉市教育委員会編 1996 『史跡池上曾根95』 史跡池上曾根遺跡整備委員会
- 泉大津市教育委員会 1997 「池上曾根遺跡」『泉大津市埋蔵文化財発掘調査概報15』(泉大津市文化財調査報告29)
- 大阪府教育委員会 1997 『池上曾根遺跡発掘調査概要－池上下宮線建設に伴う調査I－』
- (財)大阪府文化財調査研究センター・和泉市教育委員会編 1998 『史跡池上曾根96』 和泉市教育委員会
- 泉大津市教育委員会 1999 「池上曾根遺跡」『泉大津市埋蔵文化財発掘調査概報17』(泉大津市文化財調査報告31)
- 大阪府教育委員会 1999 『池上曾根遺跡－拠点集落東方の墓域の調査－』
- (財)大阪府文化財調査研究センター・和泉市教育委員会編 1999 『史跡池上曾根97・98』 和泉市教育委員会
- 〔2000年代〕
- 泉大津市教育委員会 2000 「池上曾根遺跡」『泉大津市埋蔵文化財発掘調査概報18』(泉大津市文化財調査報告32)
- 和泉市教育委員会 2000 『史跡池上曾根遺跡保存整備事業報告書1』

- 大阪府教育委員会 2000 『池上曽根遺跡Ⅱ－拠点集落北東方の墓域の調査－』
- 泉大津市教育委員会 2001 「池上曽根遺跡」『泉大津市埋蔵文化財発掘調査概報 19』(泉大津市文化財調査報告 33)
- 和泉市教育委員会 2001 『よみがえるいずみの高殿』(史跡池上曽根遺跡保存整備事業報告書 別冊)
- 大阪府教育委員会 2001 『池上曽根遺跡Ⅲ－拠点集落北方の墓域の調査－』
- 泉大津市教育委員会 2002 「池上曽根遺跡」『泉大津市埋蔵文化財発掘調査概報 20』(泉大津市文化財調査報告 34)
- 泉大津市教育委員会 2003 「池上曽根遺跡」『泉大津市埋蔵文化財発掘調査概報 21』(泉大津市文化財調査報告 35)
- 和泉市教育委員会 2003 「池上曽根遺跡の調査」『和泉市埋蔵文化財発掘調査概報 13』
- 泉大津市教育委員会 2004 「池上曽根遺跡」『泉大津市埋蔵文化財発掘調査概報 22』(泉大津市文化財調査報告 36)
- (財)大阪府文化財センター編 2004 『史跡池上曽根 99』 和泉市教育委員会
- 泉大津市教育委員会 2005 「池上曽根遺跡」『泉大津市埋蔵文化財発掘調査概報 23』(泉大津市文化財調査報告 39)
- 泉大津市教育委員会 2006 「池上曽根遺跡」『泉大津市埋蔵文化財発掘調査概報 24』(泉大津市文化財調査報告 40)
- 泉大津市教育委員会 2007 「池上曽根遺跡」『泉大津市埋蔵文化財発掘調査概報 25』(泉大津市文化財調査報告 41)
- 泉大津市教育委員会 2008 「池上曽根遺跡」『泉大津市埋蔵文化財発掘調査概報 26』(泉大津市文化財調査報告 42)
- (財)大阪府文化財センター編 2008 『史跡池上曽根遺跡発掘調査報告書 2001～2007
－史跡整備に伴う第 2 期発掘調査－』 和泉市教育委員会
- 泉大津市教育委員会 2009 「池上曽根遺跡」『泉大津市埋蔵文化財発掘調査概報 27』(泉大津市文化財調査報告 43)
- 〔2010 年代〕
- 泉大津市教育委員会 2010 「池上曽根遺跡」『泉大津市埋蔵文化財発掘調査概報 28』(泉大津市文化財調査報告 44)
- 泉大津市教育委員会 2010 『都市計画道路 南海中央線建設に伴う埋蔵文化財発掘調査概報
泉大津市埋蔵文化財発掘調査概報 29』(泉大津市文化財調査報告 45)
- 和泉市教育委員会 2010 「08-9 池上曽根遺跡の調査」『和泉市埋蔵文化財発掘調査概報 20』
- 泉大津市教育委員会 2011 「池上曽根遺跡」『泉大津市埋蔵文化財発掘調査概報 30』(泉大津市文化財調査報告 46)
- 泉大津市教育委員会 2012 「池上曽根遺跡」『泉大津市埋蔵文化財発掘調査概報 31』(泉大津市文化財調査報告 47)
- 和泉市教育委員会 2012 「平成 23 年度史跡池上曽根遺跡発掘調査」『和泉市埋蔵文化財発掘調査概報 22』
- 泉大津市教育委員会 2013 「池上曽根遺跡」『泉大津市埋蔵文化財発掘調査概報 32』(泉大津市文化財調査報告 48)
- 和泉市教育委員会 2013 「平成 24 年度史跡池上曽根遺跡発掘調査」『和泉市埋蔵文化財発掘調査概報 23』
- 和泉市教育委員会 2014 「平成 25 年度史跡池上曽根遺跡発掘調査報告」『和泉市埋蔵文化財発掘調査概報 24』
- 泉大津市教育委員会 2015 「池上曽根遺跡」『泉大津市埋蔵文化財発掘調査概報 34』(泉大津市文化財調査報告 51)
- 泉大津市教育委員会 2016 「池上曽根遺跡」『泉大津市埋蔵文化財発掘調査概報 35』(泉大津市文化財調査報告 52)
- 和泉市教育委員会 2016 「池上曽根遺跡の調査 (No.15-12)」『和泉市埋蔵文化財発掘調査概報 26』
- 和泉市教育委員会 2017 『史跡池上曽根発掘調査報告書 2011～2013－史跡整備に伴う第 3 期発掘調査－
(史跡池上曽根遺跡保存整備事業報告書)
- 泉大津市教育委員会 2018 「池上曽根遺跡」『泉大津市埋蔵文化財発掘調査概報 37』(泉大津市文化財調査報告 54)
- 和泉市教育委員会 2019 「池上曽根遺跡の調査 (No.17-13)」『和泉市埋蔵文化財発掘調査概報 29』
- 泉大津市教育委員会 2020 「池上曽根遺跡」『泉大津市埋蔵文化財発掘調査概報 39』(泉大津市文化財調査報告 56)

史跡池上曾根遺跡保存活用計画

2021（令和3）年3月31日

編集・発行：和泉市教育委員会

大阪府和泉市府中町二丁目7番5号

泉大津市教育委員会

大阪府泉大津市東雲町9番12号